

第7章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項

歴史的風致維持向上施設の整備は、関係部局と連携を図り、各種計画を基に、身近に共存する文化財と、地域における営み等と一体となって、京都の歴史的風致を感じ、維持及び向上する整備を推進する。

道路や公園等の公共施設の整備は、歴史的背景を元にした復原や、歴史的な町並みに合わせた整備を行い、歴史的風致の維持及び向上を図る。また、その公共施設の整備を効果的なものとするためにも、「まち美化推進」「歩いて楽しいまち」「自転車等駐車場の整備」等の取り組みを図る。

2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

公共施設などの歴史的風致維持向上施設の管理は、各施設の事業・管理所管局で行っており、日常的な維持管理や災害時の緊急対応を行い、利用者の安全確保に努めている。その他に地元町内会や団体などによる環境部局と連携した清掃活動や、消防部局と連携し消防訓練を行い、火災等による防災時の対応など地元主体の管理活動が行われている。

今後も更に府・市・市民とが連携を図り、歴史的風致維持向上施設の管理に努めていく。

(1) 道路修景整備事業

京都の歴史的な町並みを形成する多くの文化財を核に、町並みに調和した道路修景を行い、歴史的な町並みを活かしたまちづくりを推進する。

ア 上七軒通周辺整備

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
道路修景整備事業 北野上七軒界わい地区	H22～H24	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市，上七軒お茶屋協同組合（間接），電気・通信事業者（間接）

(事業区域) 上京区社家長屋町～上京区毘沙門町地内

(事業内容)

北野天満宮の東参道及び上京北野界わい景観整備地区内にある上七軒通の約310m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。また、無電柱化により設置する設備配線等について、周囲の景観に配慮した修景を行う。

さらに、上七軒歌舞練場周辺の道路について、上七軒通と同様の石畳風アスファルト舗装による美装化を行う。



写真 7-1 上七軒通

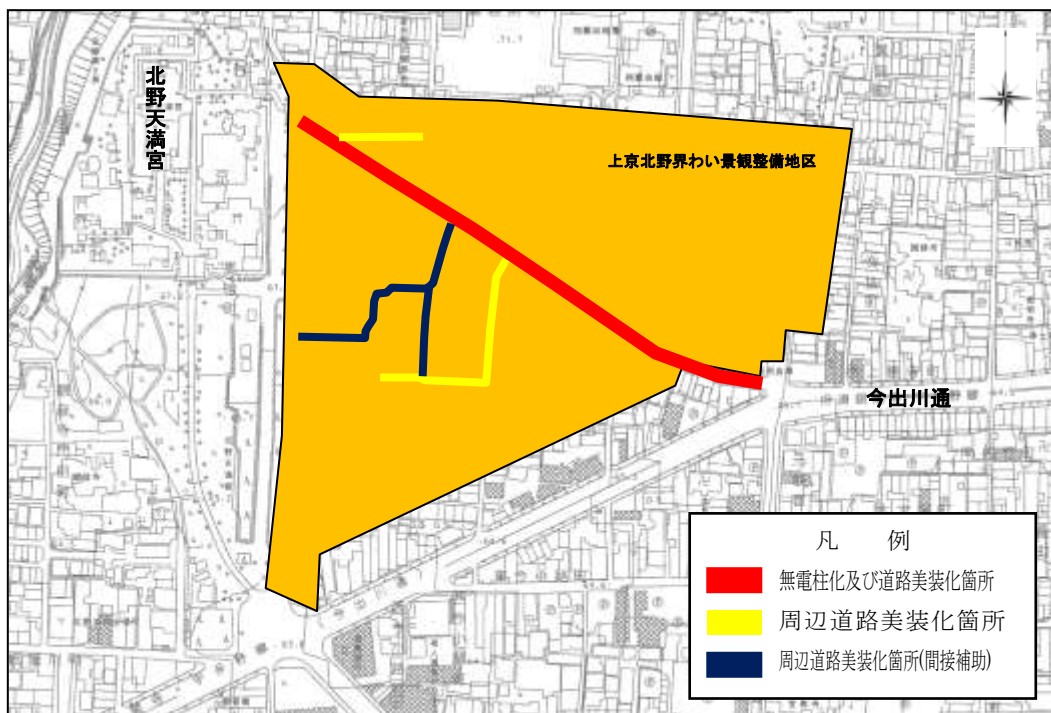


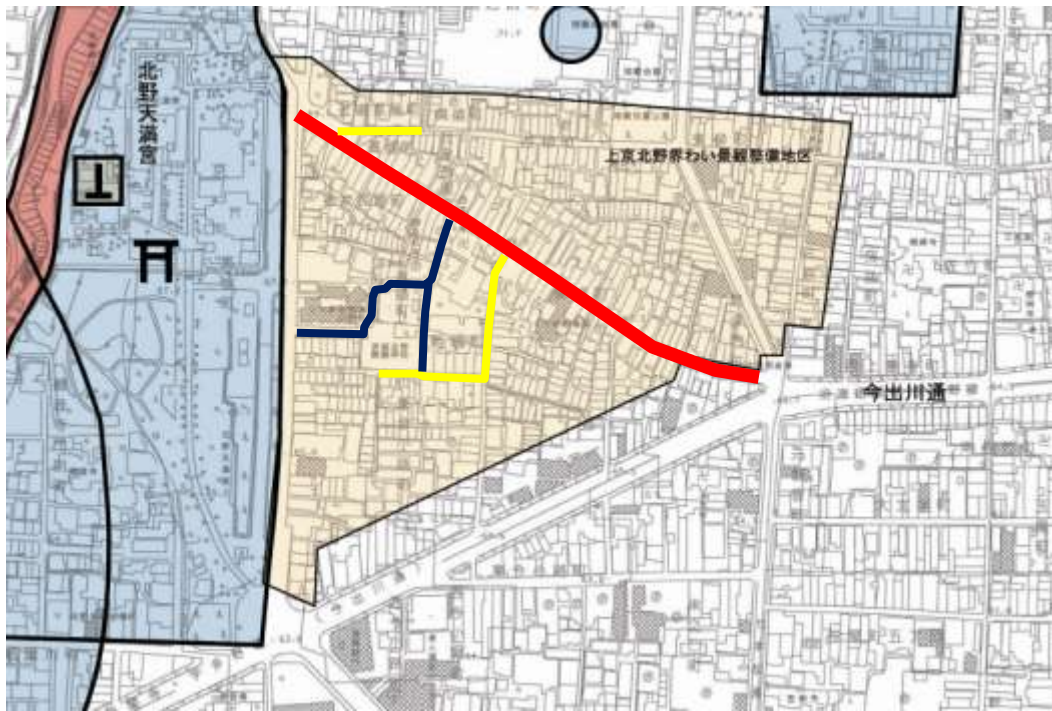
写真 7-1-2 周辺道路

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上京北野界わい景観整備地区は、歴史的市街地地区の中に位置しており、京都の歴史的風致であるもてなしの文化が受け継がれている五花街の一つである上七軒や、京都を代表する伝統産業である西陣織の同業者町によって構成されている。なかでも上七軒通は、一部が重要界わい景観整備地域に指定されており、当該地区の景観を代表する茶屋が建ち並ぶ優雅な町並みを残している。また、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている地域でもある。さらに、上七軒歌舞練場は、上七軒の花街として今なお中心的な存在で、春には北野をどりが開催され、歴史的風致を継承している。

当該事業によって、上七軒通の道路修景が進むことで、もてなしの文化と茶屋が建ち並ぶ町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。





凡 例

	史跡・名勝・天然記念物指定地 文化財環境保全地区
	重要道路・小規模道路
	一般道路
	一般道路に準じる道路
	他都市に準ずる

イ 小川通周辺整備

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
道路修景整備事業 小川通周辺地区	H25～H27	市単独事業

（事業主体）京都市

（事業区域）上京区宝鏡院東町～上京区禅昌院町地内

（事業内容）

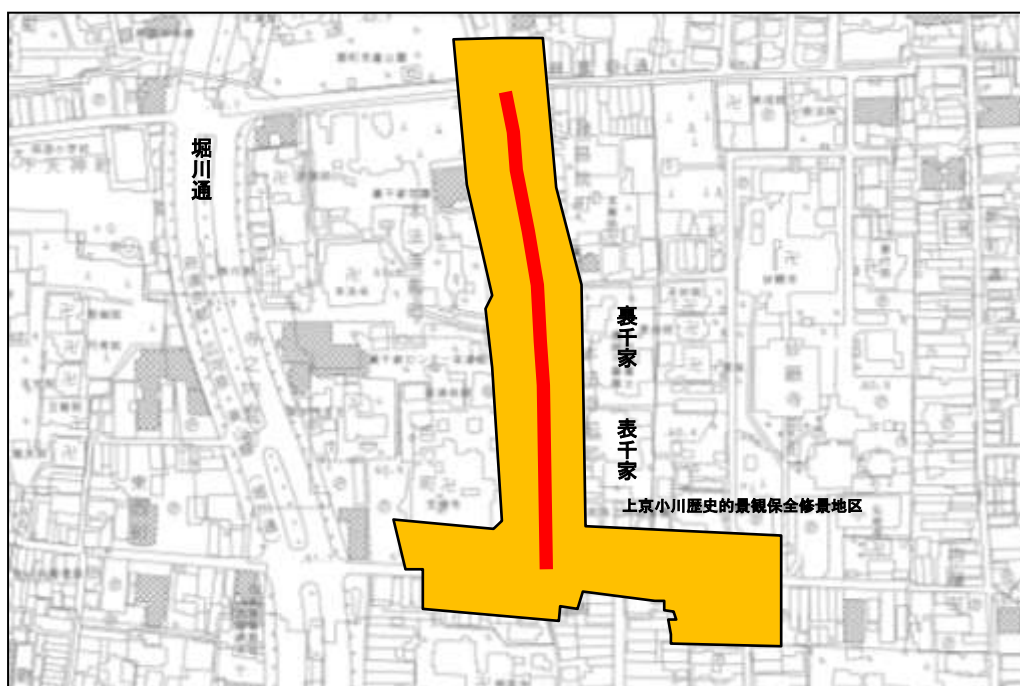
上京小川歴史的景観保全修景地区内にある小川通の約250m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

上京小川歴史的景観保全修景地区は、歴史的市街地地区に位置している地区で、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが地域固有の町並みを構成しており、他では見られない風雅な景観を形成している。また、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている地域でもある。当該事業によって、小川通の道路修景が進むことで、京都の伝統文化である茶道に関わる人々の日々の営みが醸し出す町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真 7-2 小川通





ウ 三条地区周辺整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
道路修景整備事業 三条周辺地区	H23～H28	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 中京区石橋町～中京区橋東詰町地内

(事業内容)

近世、近代を通じて京都のメインストリートである三条通及び祇園祭の鉦が通行する新町通並びに室町通の約2,870m区間において、道路修景整備及び一部無電柱化を行う。

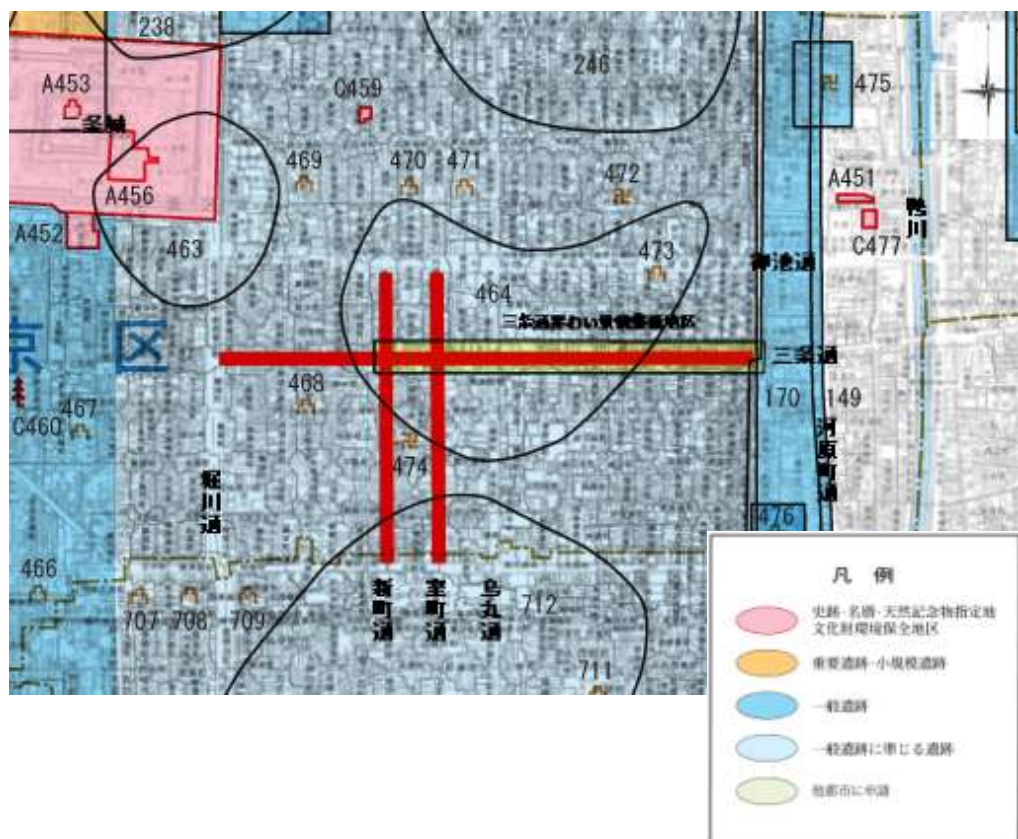
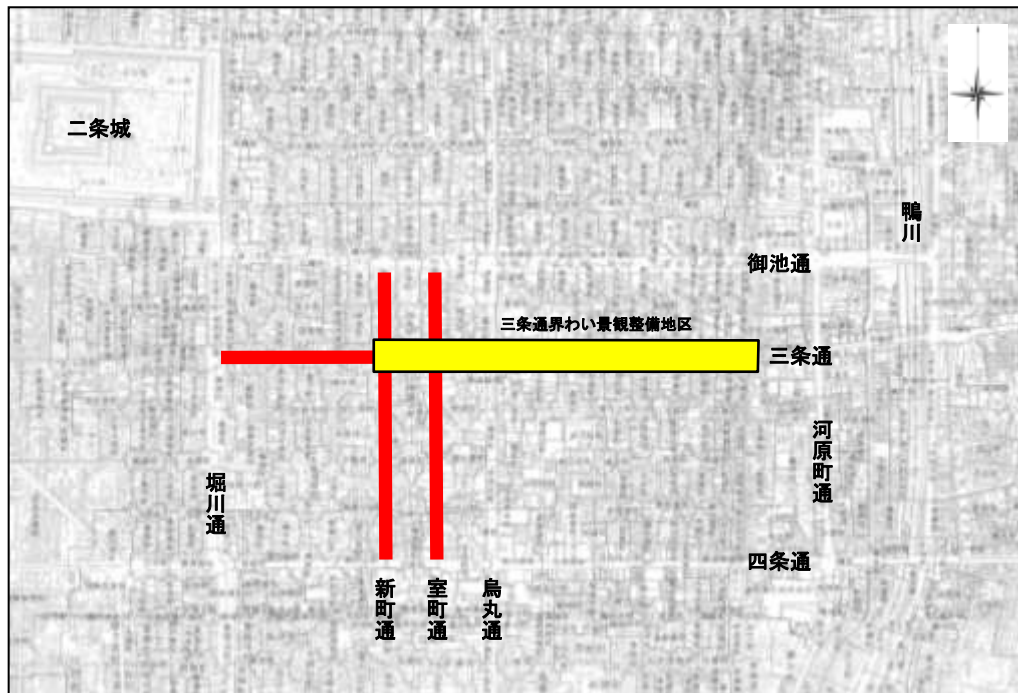
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置している区域で、その一部は三条通界わい景観整備地区に指定されている。近代の歴史的な建造物と京町家とが交じり合う独特な風情を



写真7-3 三条周辺地区

作り出している地区で、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている。また、新町通や室町通は、祇園祭の鉾が通行する通りでもある。当該道路の道路修景が進むことで、そこで行われる祭礼や歴史的な町並みを活かした風情や品格あるまちづくりが推進される。



エ 清水地区周辺整備

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
道路修景整備事業 清水周辺地区	H23～H28	市単独事業

（事業主体）京都市

（事業区域）東山区清水四丁目～東山区清水一丁目地内

（事業内容）

京都を代表する観光地である東山地区にある約1,150m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

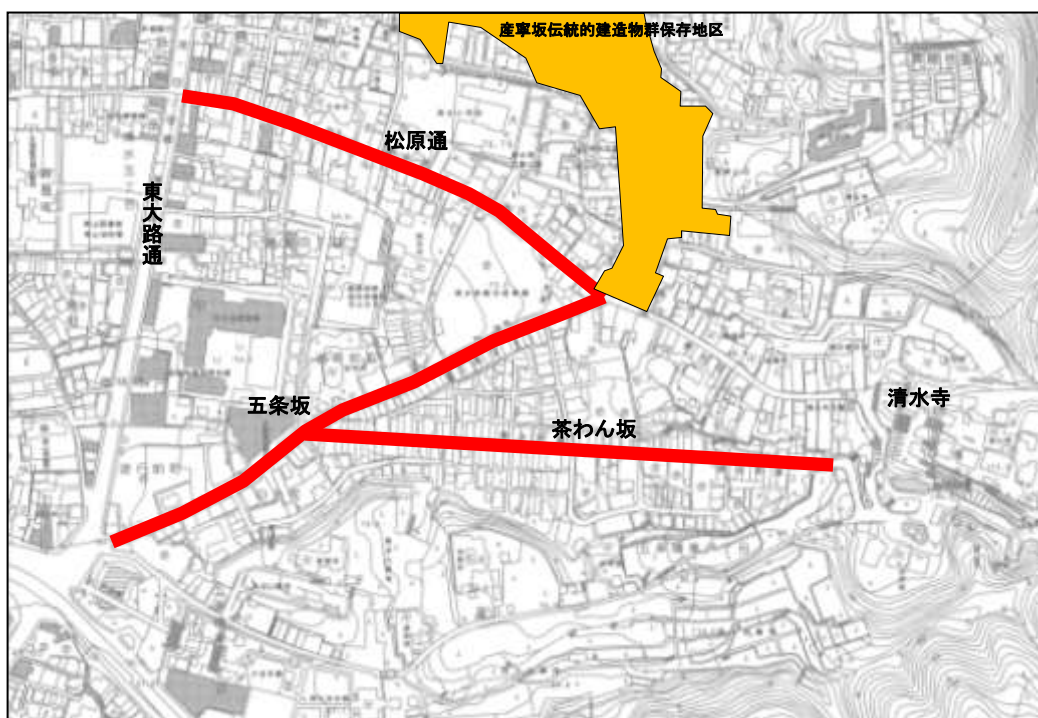
なお、当該区域に隣接する産寧坂伝統的建造物群保存地区内の主要な路線については、既に無電柱化事業が完了している。

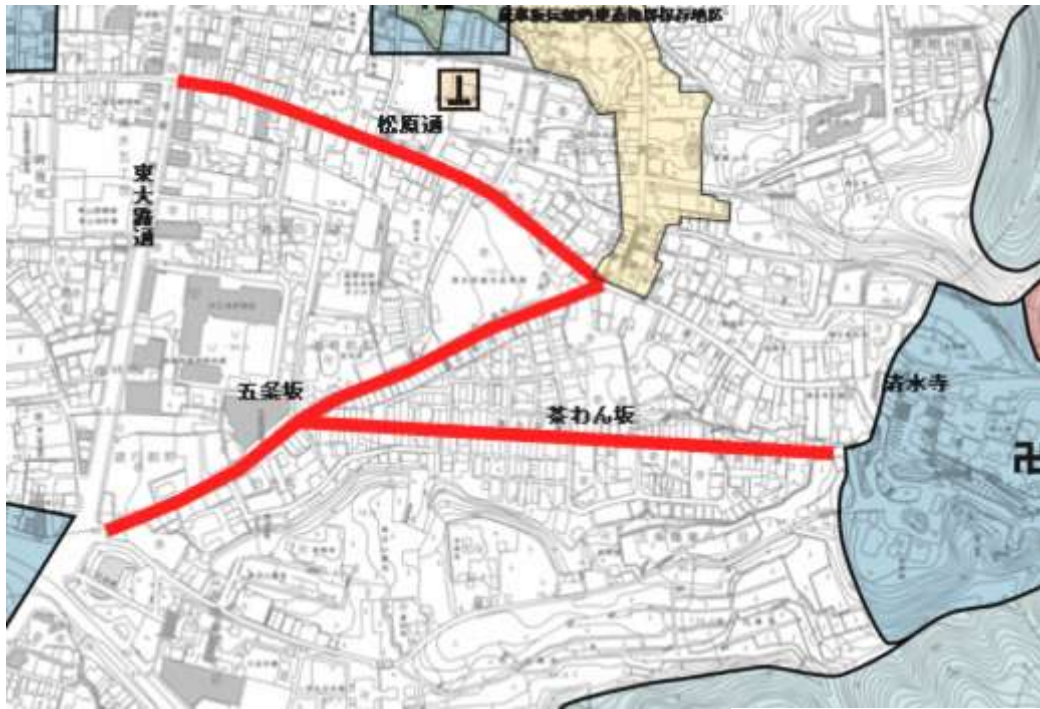
（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置した、産寧坂伝統的建造物群保存地区に隣接した地区であり、清水寺までのアクセス経路として現在でも多くの観光客で賑わう地域である。当該事業によって、清水地区の無電柱化をさらに進めることで、伝統的な建造物が建ち並ぶ清水寺への参詣道の町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真7-4 清水周辺地区





凡 例

	史跡・名勝・天然記念物指定地 文化財環境保全地区
	重要道路・小規模道路
	一般道路
	一般道路に準じる道路
	他都市に申請

(2) 無電柱化等事業

京都市では、安全で快適な通行空間の確保，都市災害の防止，都市景観の向上及び，情報通信ネットワークの信頼性向上を目的とし，「無電柱化等事業」を行っている。

また，「古都・京都の文化財」として『世界遺産一覧表』に登録された文化資産や文化財を核に，その周辺の無電柱化等事業を行うことにより更に京都の魅力や歴史的風致の維持向上を図る。

ア 無電柱化事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
無電柱化等事業	嵯峨釈迦堂： H20～H22	嵯峨釈迦堂 H20：電線共同溝整備事業費補助（国土交通省）
	仁和寺：H21～H22	嵯峨釈迦堂，仁和寺，銀閣寺
	切通し：H21～H22	H21：交通安全事業統合補助（国土交通省）
	清水寺：H21～H24	
	銀閣寺：H21～	切通し，清水寺 H21 電線共同溝
	嵯峨鳥居本：H23～	整備事業費補助（国土交通省）
	渡月橋南詰：H24～	清水寺 H22 社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）

（事業主体）京都市

（事業区域）世界文化遺産周辺や歴史的町並み等

嵯峨釈迦堂：右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町～右京区嵯峨釈迦堂大門町地内

仁和寺：右京区御室小松野町他地内

切通し：東山区清本町他地内

清水寺：東山区清水一丁目他地内

銀閣寺：左京区浄土寺東田町他地内

嵯峨鳥居本：右京区嵯峨鳥居本六反町他地内

渡月橋南詰：西京区嵐山中尾下町他地内

（事業内容）

京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区（世界文化遺産周辺，伝統的建造物群保存地区など）について，電線共同溝の整備や架空線整理，無電柱化事業を推進している。平成22年度末までに約58kmの無電柱化が完了している。

平成23年度以降については，引き続き，無電柱化推進候補路線中，諸条件が整った路線から，無電柱化を推進していく予定である。

イ 無電柱化事業（国直轄事業）

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
無電柱化事業	S61～	国直轄事業

（事業主体）国土交通省

（事業区域）国土交通省所管国道

（事業内容）

京都は日本屈指の観光都市であり，その魅力を最大限に引き出すためにも，美しい景観と一体となる道路整備が必要である。そのため，国道9号，国道24号等で電線共同溝の整備を進めている。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

無電柱化事業は，京都の町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図るうえで重要である。本事業を推進していくことで，歴史的な町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。

(3) 間伐材を利用した道路付属物の整備事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
横断防止柵等への間伐材活用事業	H21～	市単独事業

（事業主体）京都市

（事業区域）世界文化遺産・二条城周辺等

（事業内容）

京都市では、「木の文化を大切にするまち・京都」の実現に向けた取組の一環として、間伐材を利用した道路付属物等の設置に取り組んでいる。

平成20年度には、「堀川水辺環境整備事業」において間伐材を利用したベンチ等を設置した。

平成21年度では、世界文化遺産・二条城の周辺において、平成22年度では、東本願寺前にて間伐材を利用した横断防止柵を設置した。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

世界文化遺産や観光地等の周辺において、市内産木材の間伐材を利用した横断防止柵等を設置することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや自然と共生し、「木の文化」を大切にするまちづくりが推進される。

(4) 京（みやこ）のみちデザイン指針の策定

歴史的な町並みを形成する建造物や記念物、祭礼、自然景観の視点場として重要なのは道路空間である。その道路空間であるみちのデザイン指針を策定することにより、歴史的な町並みや文化財周辺のみちと、それを繋げるみちについて整備することにより、京都全体の魅力の向上を図る。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京（みやこ）のみちデザイン指針の策定	H20～H21	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

車道・歩道の舗装，防護柵などの道路空間のデザインを京都の景観を引き立てるといふコンセプトのもとに，道路を整備していくための指針・京都スタンダードとして「京（みやこ）のみちデザイン指針」の策定に取り組む。



周辺景観

沿道景観

「みち」（舗装，工作物，植栽）

イメージ図

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京のみちは、古来から市民にとっては日々の生活や祭りの舞台でもあり、また上洛客にとっては観光名所への過程を楽しむ主要なアプローチ空間である。また、みちは京都の優れた町並み景観や山辺、川辺にみる自然景観を眺めることができる観賞場所であり、また道路の姿そのものが沿道の景観と重なって、都市景観の骨格を形成する重要な要素である。

これまで、京都市は伝統的建造物群保存地区をはじめとする歴史的な地区等において、景観に配慮した道路整備に先駆的に取り組んできた。

しかし、その他の地区においては、景観部門や沿道住民との合意形成を図りながらも、それぞれの整備内容が異なることから、京都全体で統一感がない印象をもたらす等課題がある。

そこで、舗装や防護柵等の道路空間のデザイン指針を策定し、今後、一貫した基調を持ったデザインのある道路整備を行っていくことで、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進されることとなる。

(5) 観光案内標識の充実整備

観光案内標識等の設置及び整備により歴史的風致の周辺環境の整備が進み、文化財や歴史的な町並みを核にこれらの回遊性を向上させることはもとより、歩いて楽しいまちづくりの推進や京都を訪れる人々が京都の歴史的資源への理解を深めることに寄与する。

ア 観光案内標識整備

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
観光案内標識の整備	S30年代～	市単独事業 H16 は緊急地域雇用創出特別交付金事業（厚生労働省）で4箇 国語表記化

（事業主体）京都市

（事業区域）市域全体

（事業内容）

国内外からの観光客の利便性の向上を図り、受け入れ環境の充実を行うため、地図に寺院・神社等の位置を示した観光案内図板、方向を示した案内標識、見所等の説明を記載した名所説明立札の維持管理及び整備を行う。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

昭和30年代前半に名所説明立札の設置を開始して以降、現在までに案内標識、観光案内図板、現在地表示板を設置し、観光客の利便性に寄与してきた。これらの4箇国語表記を実現することにより、国外から訪れる人々の利便性の向上につながるとともに、これらの人々が京都の歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真7-5 観光案内標識

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
観光案内標識アップグレード推進事業	H23～H27	市単独事業

（事業主体）京都市

（事業区域）市域全体

（事業内容）

「京都市観光案内標識アップグレード指針」に基づき、平成23年度から平成27年度の5箇年計画で、市内の観光エリアの中から優先度の高いエリアを抽出し、観光案内標識の整備を重点的に進める。また、モデル地域「①中心市

街地：御池通，烏丸通，四条通，新京極通に囲まれたエリア，②周辺観光地：南禅寺エリア」の整備を図る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市では，市内全域に観光案内標識を整備しているが，デザイン，表記内容の不統一や京都の町並みとの不調和，観光案内標識の不足などの問題がある。快適な受入環境の整備のため，観光案内標識を整備する際の考え方を示す「観光案内標識アップグレード指針」に基づき整備を進めることで，歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや，人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

イ ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化	H20～H22	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区を除く市域全体

(事業内容)

歩いて楽しむ観光客の視点に立ち，駅やバス停と観光地，又は観光地相互をわかりやすく案内するため，観光案内標識(観光案内図板，案内標識，駒札)を充実させる。

事業は区単位で行い，各区ごとに「観光案内標識ネットワーク化検討会議」を開催し，整備内容を決定し整備を行っていく。平成20年度から22年度の3年間の間に，東山区を除く全10区で実施した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

既存の案内標識は，駅やバス停など公共交通機関への案内が不十分であるとともに，それぞれが点として単独で存在しているため，観光地相互の誘導ができていなかった。各エリアを面として捉えた「観光案内標識のネットワーク化」を進め，市内の回遊性の向上を図ることにより，文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

ウ 観光案内標識のネットワーク化の推進

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識のネットワーク化の推進(東山区)	H18～	H18は国土施策創発調査費(国土交通省) H19以降は東山3K協力金会議等の財源を活用

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区

(事業内容)

東山区では、平成 18 年度に「東山地域観光案内図板等ネットワーク化検討委員会」を設けて、「観光案内版のネットワーク化方針に関する調査」を実施した。平成 19 年度は、同検討委員会を発展させて、「東山地域観光ネッ

トワーク化推進協議会」を設置し、調査で明らかになった課題の解決に向けて観光案内標識デザイン・アイデア募集などを実施し、最優秀デザインを選定した。

平成 20 年度から、東山 3 K 協力金会議と連携し、五条通の電線地中化に併せて設置される地上機器（トランス）に陶板製（清水焼）の観光案内標識を設置するための協議を始め、平成 21 年 10 月に、「清水五条陶板の散歩道」として整備した。

今後は、旧五条通である松原通の無電柱化工事に併せて設置される地上機器（トランス）に陶板製（清水焼）

の案内標識を設置する「(仮称) 松原通陶板の散歩道」の整備を行うなど、来訪者の視点に立った目的地への円滑な誘導を図るために、東山 3 K（観光・交通・環境）協力金会議をはじめ地域の様々な団体等と連携して、最優秀デザインを活かした観光案内標識を設置する予定である。

具体的には、国道 1 号線の五条通（川端通～東大路通間）の無電柱化工事に併せて設置される地上機器（トランス）に、清水焼の産地の特色を活かして、陶板による案内標識を設置したり、旧五条通である松原通を中心に、清水寺までの参詣道に沿って案内標識を設置する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

既存の案内標識は、駅やバス停など公共交通機関への案内が不十分であるとともに、それぞれが点として単独で存在しているため、観光地相互の誘導ができていなかった。各エリアを面として捉えた「観光案内標識のネットワーク化」を進め、市内の回遊性の向上を図ることにより歴史的資源への理解の促進につながり、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。また、観光案内標識を優れたデザインとすることにより歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。



最優秀デザイン
「京都のカタチ」



地上機器に設置
された陶板製の
案内板

エ 「まちかどまっぷ」の整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
「まちかどまっぷ」の整備事業	H21～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市内中心部

(事業内容)

市内中心部の主要交差点及び駅出入口の歩道上に京の童歌をモチーフとした「まちかどまっぷ」を設置し、観光客及び通行者に現在位置や目的地の方向情報を提供する。

平成21年度

整備箇所及びデザインの検討

平成22年度～

設計・施工

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「まちかどまっぷ」の設置により、京都のまちを表現した昔ながらの童歌に慣れ親しんでもらうとともに、回遊性の向上が図られ、各所に点在する歴史的な建造物や、文化に親しんでもらうことにつながり、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

(6) 交通環境・駐車場等整備

交通環境・駐車場等整備を行い、歩いて楽しいまちを実現していくことにより、文化財や歴史的な町並み及びその周辺の景観の向上、人が主役の華やぎあるまちづくりを推進する。

ア「歩くまち・京都」の推進

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	H18～	H18～H20 地方道路整備臨時交付金補助事業（国土交通省）、H21～H22 市単独事業、H23～社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）

（事業主体）京都市

（事業区域）歴史的都心地区（四条通，河原町通，御池通及び烏丸通に囲まれた地区）を中心とした「まちなか」

（事業内容）

【都心部（歴史的都心地区）における「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進】

京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区（四条通，河原町通，御池通及び烏丸通に囲まれた地区）を中心とした「まちなか」において、平成18年度から四条通の歩道拡幅と公共交通優先化をはじめとする、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出など、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちなか戦略」に取り組んでいる。

平成19年10月には、歴史的都心地区において、四条通の歩道拡幅や路線バス・タクシー専用化などを内容とする社会実験を実施した。

平成20年度以降、四条通や河原町通など、通り別や物流に関するワーキンググループを設置し、四条通の歩道拡幅や細街路における通過交通の抑制など、課題の解決



写真 7-6 歩いて楽しいまちなか戦略



に向けた検討を進めている。

また、平成20年度は、「まちかど駐輪場」の設置や道路案内標識の変更による迂回誘導策の実施、また、歴史的都心地区（「京なか」）における賑わいの創出と公共交通の利用促進を目的とした情報誌「京なか歩く」を発行した。

平成21年度は、四条通の歩道拡幅に向けて、地元住民の皆様や関係機関と協議を行うとともに、歴史的都心地区及び周辺部において、通過交通のための道路ではない「人が主役のまちなか道路」を実現するため、自動車速度を低減させるための道路改良や自動車流入規制のルール化等、地元住民が主体となったワークショップを開催し、具体的な方策を検討した。

平成22年度は、四条通の歩道拡幅の着実な実施を目指し、バス、荷捌き、タクシー、一般車両、細街路の交通処理への様々な対応策を個別に行い、交通量や駐車台数の変化、走行経路などの調査結果を検証する交通社会実験を実施した。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

1200年を超える歴史と伝統に育まれた歴史都市・京都には、観光シーズンを中心に多くの観光客が訪れる。このため、観光地や都心部では、渋滞が引き起こされるとともに、狭い歩道を多くの人々が行き交わざるを得ないという状況も生じている。

当該取組を進めることにより、歴史都市に相応しい歩行者の賑わいによるヒューマンスケールのまちの実現に寄与し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」が推進される。

イ 新・駐車場整備計画の策定

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
新・駐車場整備計画の策定	H19～H22	H20～H21 街路交通調査費補助 （国土交通省）

（事業主体）京都市

（事業区域）市域全体

（事業内容）

本市では、クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」こと中心へと転換し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を推進するため、「歩くまち・京都」総合交通戦略を平成22年1月に策定した。

この理念に基づき、脱「クルマ中心」社会の実現に向け、これまでの自動車駐車需要に供給を合わせていた駐車施設に係る計画を、自動車利用抑制の観点に立った計画へと見直すため、「京都市駐車場整備連絡協議会」において検討

を進め、「京都市駐車施設に関する基本計画」及び「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画」を改定した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」にふさわしい新たな「駐車場整備計画」を策定することにより、歴史的な町並みにふさわしい道路環境の実現に寄与し、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

ウ 観光地交通対策

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光地交通対策	H13～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 嵐山・東山

(事業内容)

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るため、秋の観光ピーク期の11月に、嵐山地区で平成13年度から、東山地区で平成16年度から、地元住民・商業者及び京都府警等の関係機関と連携した交通対策を実施し、歩行者の安全性の確保と交通の円滑化を図っている。

【観光地(嵐山・東山)における「歩いて楽しいまち」の推進】

嵐山・東山両地区において、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向け、自動車の流入抑制と公共交通の利用促進を図るため、周辺自治体等との連携したパークアンドライドを展開するとともに、観光バスの駐車予約制やシャトルバスの運行、また京都府警が実施する臨時交通規制とも連携した交通対策を実施している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

1200年を超える歴史と伝統に育まれた歴史都市・京都には、年間約500万人多くの観光客が訪れ、その内の約3割がマイカーを利用されている。特に11月は、観光地周辺で、交通渋滞が発生するとともに、クルマと歩行者



が錯綜する状況が生じている。

当該取組により、歩いてこそわかる歴史都市・京都の奥深い魅力を五感で堪能できるヒューマンスケールのまちの実現に寄与し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」が推進される。

エ 都心部放置自転車等対策アクションプログラム

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
都心部放置自転車等対策アクションプログラム	H18～H22	H18 市単独事業 H19～H22 まちづくり交付金（国土交通省）

（事業主体）京都市

（事業区域）都心部（先斗町通、綾小路通、両替町通、押小路通に囲まれた地域）

（事業内容）

「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」は、歩いて楽しいまちなか戦略の一環として、都心部での放置自転車問題の抜本的解決を図るため、平成18年度に実態調査を行い、策定したもので、平成18年度から平成22年度までの5年間で、以下のプログラムに集中的に取り組んだ。

○ 駐輪スペース確保のプログラム

アクション1 2, 500台分の公共自転車等駐車場の整備

都心部への流入自転車などの受け皿の核として、2, 500台分の公共自転車等駐車場を整備する。

アクション2 自転車駐車場付置義務の見直し（強化）

集客施設に対する自転車駐車場の付置義務を見直し、自転車利用者の目的地である店舗等の集客施設に、より広く自転車駐車場設置の義務を果たしてもらう。

アクション3 民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設

自転車等駐車場を確保していくためには、民有地の活用や民間事業者の参入促進を図る必要があるため、都心部や駅周辺など放置自転車が多く、自転車等駐車場が不足している地域における民間自転車等駐車場の整備に対する助成金制度を創設する。

○ 駐輪マナー向上のプログラム

アクション4 地域との協働による啓発・監視活動

地域住民、商業関係者、鉄道事業者及び行政機関により、「都心部放置自転車追放協議会」を設置し、啓発活動を行う。また、協議会の実践活動として定期的な啓発活動や日常的な監視活動を継続的に実施するとともに、啓発・監視と撤去の連携、連動を図ることにより、協働による放置自転車の追放、防止に

取り組む。

アクション5 放置自転車撤去の強化

放置自転車の追放を目指し、都心部全域を「自転車等撤去強化区域」に指定するとともに、夜間や休日における撤去も実施していく。また、撤去の強化を図るために必要な保管所の整備を行う。



まちづくり交付金事業における整備方針概要図

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都は概ね平坦な土地であることもあり、自転車の交通分担率が高く、鉄道駅周辺や都心部繁華街などでは、放置自転車等が目立つ。放置自転車等は、景観を阻害する大きな要素で、安全・快適の面からも課題となっており、緊急の対応が不可欠である。京都市では、平成12年に、「京都市自転車総合計画」を策定し、自転車等駐車場の整備や放置自転車の撤去を精力的に行ってきたおり、市内全体の放置自転車台数は大幅に減少しているが、都心部では駐車スペースの不足等により大量の自転車などが放置されている。

本プログラムを推進することにより、安全かつ快適な歩行・走行空間を確保するとともに、歴史的な景観の保全に大きく寄与し、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

(7) 御菌橋改修事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
御菌橋改修事業	H21～(未定)	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 御菌橋

(事業内容)

御菌橋を拡幅する改修工事を実施する。

御菌橋は上賀茂神社に隣接し、葵祭のルートにもなっていること、かつては神社に渡る橋として認識されていたことから、歴史的な意味合いが強い。よって、橋のデザインについては景観に配慮する。

平成21年度、平成22年度には予備設計を行い、橋梁形式を決定した。平成23年度以降、詳細設計に向けた準備を進めていく。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

御菌橋の由来は、葵祭のために設置される仮設橋であるといわれている。現在も、葵祭のルートとなっていることや、上賀茂神社への主要なアクセスになっていることから分かるように、上賀茂神社の入口としての意味合いが大きい。御菌橋から入る時には、身を清めなければならないという言い伝えもあったようである。

葵祭や上賀茂神社と関係の深いこの橋を歴史に相応しいデザインに改修することで、歴史的風致の向上を図ることができる。



写真7-7 御菌橋1



写真7-8 御菌橋2

(8) 文化財とその周辺を守る防災水利整備事業

貴重な文化財や京都ならではの町並みを火災から守り後世に引き継ぐため、面的かつ広域に守る防災水利整備を行う。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
文化財とその周辺を守る防災水利整備事業	H18～H23	消防防災施設整備費補助金（消防庁），社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（H21 までまちづくり交付金）（国土交通省）

（事業主体）京都市

（事業区域）東山区清水地域（産寧坂伝統的建造物群保存地区を含む。）

（事業内容）

全国最大規模の耐震型防火水槽や耐震性に優れる配水管，誰もが容易に活用できる市民用消火栓等を整備するとともに，地域住民の防災力の向上を目指した訓練等の取組を進める。

消防防災施設整備費補助金

：防火水槽に係る部分

社会資本整備総合交付金(H21 までまちづくり交付金)

：防火水槽以外の部分

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

京都市では，平成18年度から23年度までの6箇年で，一般火災はもとより震災時の大火に対しても消火及び延焼防止を行うことができる新たな防災水利を，国宝や重要文化財が集積する東山区清水地域において，整備している。

大容量の防火水槽から配水管を地域一帯に敷設するとともに，誰もが使いやすい市民用消火栓を多数配置することにより，地域住民の防災力を最大限生かして，歴史的風致の核となる文化財と歴史的風致の重要な構成要素である歴史的な町並みの残るその周辺地域を火災から面的かつ広域的に守ることができ，文化財や歴史的な町並みを活かした歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。



青色 平成18年度から平成22年度（整備済み）
 緑色 平成23年度（整備予定）

写真 7-9 防災水利整備事業 1



写真 7-10 防災水利整備事業 2

(9) 都市公園事業

文化財周辺の歴史的資産である淀城跡の内堀及び公園整備を行うことにより、地域の活性化を図り、にぎわいのあるまちづくりを推進する。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
都市公園事業【淀城跡公園】	H25～H30	都市公園事業（国土交通省）

（事業主体）京都市

（事業区域）淀城跡公園



位置図



写真 7-11 淀城跡公園 1

（事業内容）

京阪電鉄高架事業をはじめとする淀駅周辺地域の整備に合わせ、淀城跡の文化財としての、また、観光資源としての価値を生かした、公園の再整備を行う。

平成25年度に基本設計等の整備計画の策定を予定している。



写真 7-12 淀城跡公園 2

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

淀城跡公園の再整備は、城跡を歴史的財産として保全するとともに、公園本来の機能に加え、交流の場、観光やレクリエーション資源、賑わい空間の創出等、地域に活力を生み出す機能を付加するものである。

更には、現在でも受け継がれている祭礼行事などの活動や、舟運を支えた城下町の歴史的風致の維持向上に寄与するものとなる。

3 その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業

(1) 歴史的建造物の保全・再生事業

市内に点在する文化財や歴史的な町並み及び建造物を保全することにより、京都の魅力、景観を維持及び向上させてきた。今後もそれらの文化財等を積極的に保全・再生し、次世代へ継承する。

ア 文化財の保存事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
二之丸御殿他構造及び破損調査工事事業	H18～H22	国宝（建造物）二条城二之丸御殿遠侍及び車寄ほか10棟保存修理事業 （文化財関係国庫補助事業）
二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業	H23～H25	重要文化財（建造物）二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業 （文化財関係国庫補助事業）

（事業主体）京都市

（事業区域）二条城二之丸御殿，東大手門，本丸御殿

（事業内容）

平成18～22年度において、国庫補助事業として、二条城二之丸御殿，東大手門，本丸御殿の構造及び耐震性能の調査，破損調査を実施し，構造補強案の検討を含めた修理の基本設計を行った。平成23年度から本格的な保存修理事業を実施する予定である。なお，同事業は学識経験者による修理委員会を設置し，指導助言を得て進めている。



写真 7-13 二条城

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

二条城は世界文化遺産であり，京都市の歴史的風致において核となる存在であるため，その保存修理を進めることは，歴史的風致の維持及び向上に大きく寄与し，歴史的建造物を守り育て，活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
岩倉具視幽棲旧宅保存修理事業	H21～H23	史跡岩倉具視幽棲旧宅 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備保存修理事業 （文化財関係国庫補助事業）

（事業主体）京都市

(事業区域) 国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅（主屋，附属屋他）

(事業内容)

国庫補助事業として、京都市が管理団体となっている国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅の保存修理事業を行う。主屋・附属屋の半解体修理（平成21～22年度）、便所・表門、中門等の解体修理（平成21～23年度）を実施する。合わせて南側土塀の修理も行う。



写真 7-14-1 岩倉具視幽棲旧宅

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)
岩倉具視幽棲旧宅は、岩倉地区の文化、観光の資源の核となっている。よってその修理事業は、京都市として重要な文化財の保存・活用を図るとともに、岩倉地域の観光や景観保全にも寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
名勝無鄰庵庭園の整備	H23～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 国指定名勝・無鄰庵庭園

(事業内容)

無鄰庵は本市の貴重な文化財であり、保存と利活用の観点から必要な施設整備と効果的な運営を進める必要がある。平成19年度から「名勝無鄰庵庭園整備検討委員会」を開催して保存管理計画等について議論を進め、平成23年3月に開催した第4回検討委員会において一定の方向性を定めた。



写真 7-14-2 名勝無鄰庵庭園

今後、中長期的な整備に向けた対応策を検討していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

無鄰庵は琵琶湖疏水の水を利用し、七代目小川治兵衛の作庭による広大な庭園を持つ邸宅として知られ、現在は京都市の施設として公開している。周辺には、同じく七代目小川治兵衛による庭園が集積し、固有の景観を形成している。当該施設の整備を図ることにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京都市指定登録文化財修理等助成事業	S58～	市単独事業

（事業主体）所有者（間接）

（事業区域）京都市指定・登録文化財

（事業内容）

京都市文化財保護条例に基づく京都市指定・登録文化財を保護し、地域の文化向上と発展に資するため、文化財保護事業を行う事業者に対して補助金を交付する。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

京都市文化財保護条例による京都市指定・登録文化財の保護は、歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、京都市の歴史的風致の維持向上に大きく寄与し、これらを保全することにより、歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-15 長江家住宅（京都市指定文化財）

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
伝統的建造物群保存事業	S51～	文化財関係国庫補助事業

（事業主体）所有者（間接）

（事業区域）伝統的建造物群保存地区内

（事業内容）

伝統的建造物群保存地区とは、文化財保護法に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために指定するもので、現在、産寧坂地区、祇園新橋地区、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区の4地区が伝統的建造物群保存地区に指定されている。嵯峨鳥居本を除く3地区が重点区域内にある。

伝統的な様式を持つ建築物等については、修理・修景の際にその様式に従うことにより、保全を図っていく。また、伝統的な様式を失った建築物等については、伝統的建造物群保存地区保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物と調和するように順次修景を進め、地区の景観の向上に努めていく。また、これらに必要な費用の一部を補助していく。

伝統的建造物群保存地区地区（重点区域内）	
産寧坂伝統的建造物群保存地区	計 3 地 区
祇園新橋伝統的建造物群保存地区	
上賀茂伝統的建造物群保存地区	

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

地区指定以来，多くの事業の蓄積により，地区の風趣は一段と深まり，環境は着実に整えられてきている。

当該地区内の環境を引き続き維持向上させていくことで歴史的建造物を守り育て，活かしたまちづくりが推進される。

イ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—1

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
歴史的町並み再生事業	S47～	市単独事業
	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）
	H23～H30	社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業）（国土交通省）

（事業主体）所有者（間接）

（事業区域）歴史的景観保全修景地区

（事業内容）

市内3地区を指定している歴史的景観保全修景地区において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

歴史的景観保全修景地区	
祇園町南歴史的景観保全修景地区	計 3 地区
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	
上京小川歴史的景観保全修景地区	

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

「祇園町南歴史的景観保全修景地区」および「祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区」は五花街のひとつである祇園甲部に位置しており、「祇園町南歴史的景観保全修景地区」は、茶屋様式の町家を主流としつつ、各家屋の個性を発揮している。また、「祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区」は、祇園新橋伝統的建造物群保存地区と隣接しており、茶屋町と古美術商が集まった町が連続し、地域個性の豊かな町並みが形成している。

「上京小川歴史的景観保全修景地区」は茶道文化の殿堂の地であり、現在では、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが町並みを形成しており、いずれの地区も歴史的市街地地区の中に位置している。

このような京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的に指定する地区で、地区内の歴史的な様式を持つ建築物等については、その様式に従って修理を行うことにより、保全を図っていく。一方、歴史的様式を失った建築物については、歴史的景観保全修景計画に定められた基準に従って順次修景を進めるとともに、地区内の建築物等の修理等に対して助成し、京都の歴史的な景観の向上に努めることにより歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

ウ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—2

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
歴史的町並み再生事業	S60～	市単独事業
	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）
	H23～H30	社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業）（国土交通省）

（事業主体）所有者（間接）

（事業区域）界わい景観整備地区

（事業内容）

市内7地区（うち、重点区域内は6地区）を指定している界わい景観整備地区内の地域で市街地の景観を特色付ける建築物等が連なっている地域などを重要界わい景観整備地域としてさらに指定するとともに、界わい景観整備地区内において、町並みの景観を特色付けている建築物等を界わい景観建造物に指定している。

この地区内の重要界わい景観整備地域内の建造物等や界わい景観建造物において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

界わい景観整備地区	
伏見南浜界わい景観整備地区	計 7 地 区
三条通界わい景観整備地区	
上賀茂郷界わい景観整備地区	
千両ヶ辻界わい景観整備地区	
上京北野界わい景観整備地区	
本願寺・東寺界わい景観整備地区	
西京檜原地区（※）	

※ 西京檜原地区は重点区域外

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

歴史的市街地・伏見地区の中に位置している「伏見南浜界わい景観整備地区」は、豊臣秀吉の城下町創設に始まり、水運業都市として隆盛を示し、町家や酒造施設が建ち並んでいる。

「三条通界わい景観整備地区」は、近世において東海道の西の基点として、旅籠、問屋、両替商等が立地していたが、明治時代に入ると文化・金融等といった都心機能が強化され、近代洋風建築などが集積し、様式の異なる建造物が

混在している。

「千両ヶ辻界わい景観整備地区」は、西陣織及び関連業が軒を連ね、商工混在の町並みを形成している。現在でも伝統的な家屋で生業を営む企業も多く、西陣の固有景観が維持されている。

「上京北野界わい景観整備地区」は、北野天満宮の門前町として形成された歴史の古い市街地である。中でも上七軒は、京都では最も歴史の長い茶屋町で、門前町の賑わいと芸能文化の発展に寄与し、優雅で落ち着いたある町並みを形成している。一方、この区域は西陣機業の集中する市街地でもあり、その関連業も含む同業者町を形成し、職住が共存した町並み景観を呈している。

「三条通界わい景観整備地区」「千両ヶ辻界わい景観整備地区」「上京北野界わい景観整備地区」は、歴史的市街地地区の中に位置している。

「本願寺・東寺界わい景観整備地区」のうち、本願寺地区は、歴史的市街地地区の中に位置しており、東西の本願寺の「寺内町」として都市生活が営まれてきた歴史的市街地である。仏具、法衣などの宗教関連用品を扱う見世造りの商店や仕舞屋などの町家が建ち並んでいる。また、東寺地区は、歴史的市街地・東寺地区の中に位置しており、東寺を中心に開けた市街地で、古都の玄関の象徴である五重塔を背景にした町並みを形成している。

「上賀茂郷界わい景観整備地区」は、上賀茂地区の中に位置しており、上賀茂神社に仕える神官の住居（社家）や農家が混在する町として、明神川沿いを中心に発展してきた。現在でも社家や土堀越しの前庭、洗練された意匠の町家などで通り景観を維持している。

このような歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図るとともに、重要界わい景観整備地域内の建築物等や界わい景観建築物の修理等に対して助成することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

エ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—3

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
歴史的町並み再生事業	H8～	市単独事業
	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）
	H23～H30	社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業）（国土交通省）

（事業主体）所有者（間接）

（事業区域）京都市内

(事業内容)

歴史的意匠建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的意匠建造物は、市内に108件指定しており、重点区域内には合計95件指定している。歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を歴史的意匠建造物として指定している。歴史的意匠建造物の歴史的な様式を保全するために必要な修理等に対して助成し、これら建造物の歴史的な様式を保全することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

オ 景観法に基づく修理・修景助成事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業	H18～	市単独事業
	H21～H22	景観形成総合支援事業(国土交通省)
	H23～H30	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)(国土交通省)

(事業主体) 所有者(間接)

(事業区域) 景観計画区域内

(事業内容)

景観重要建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

景観重要建造物は、景観法に基づき、景観計画区域内の良好な景観の形成にとって重要な建築物等を指定するものである。景観重要建造物の修理又は修景に対して助成し、当該建造物の歴史的な様式を保全していくことが、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりの推進につながる。

カ 歴史的風致形成建造物の修理・修景助成事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業(国交省補助事業)
	H23～H30	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)(国土交通省)

(事業主体): 所有者等(間接)

(事業区域): 重点区域内

(事業内容)

第8章歴史的風致形成建造物の指定の方針に記載した歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧に掲載し、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的な建造物であって、地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認められるものについて、指定を行うものである。歴史的風致形成建造物の修理又は修景に対して助成し、当該建造物の歴史的な様式を保全していくことが、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりの推進につながる。

<具体事業例>

事業名
歴史的町並み再生事業 黄桜酒蔵修理事業

(事業主体)：所有者（間接）

(事業区域)：歴史的市街地・伏見地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

大正14年、澤屋の分家として創業。外観はほぼ当時のままで、現在も清酒工房として活用されている。

○ 事業概要

酒蔵の屋根の修理と、併せて行う外壁等の修理について助成を行い、当時の外観を維持する。



写真 7-16 黄桜酒蔵

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

外観様式を残した比較的大きな伏見の酒蔵である。今でも清酒工房として使用されており、歴史的な町並みを形成する建造物である。また、舟運が栄えた頃の歴史的風致を伝えており、この建造物を維持することにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名

歴史的町並み再生事業 吉田宗兵衛邸修理事業

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 歴史的市街地地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

茶道具屋 (吉田宗兵衛商店 文久元年 (1861) 創業) を営む吉田家の住居。つし二階建ての京町家で、2階には虫籠窓。月見櫓がある。



写真 7-17 吉田宗兵衛邸

○ 事業概要

主屋の外壁・建具の修理と、併せて行う大屋根等の修理について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

多くの寺が集まる寺町通りに面した茶道具屋の住居であり、古くからお茶の文化に大きく関わり、茶道を支えてきた。当該建造物を保全することにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名
歴史的町並み再生事業 <small>とりやさ</small> 鳥彌三修理事業

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 歴史的市街地地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

道路に面して主屋が建ち、その奥、鴨川に面して新座敷棟、中二階棟が建つ。3棟とも国登録文化財に登録されている。主屋の建築年代は江戸後期とされており、間口も広く、景観への影響は大きい。また、新座敷棟は昭和初期の建築で、夏には床が設置させる。



写真 7-18 鳥彌三

○ 事業概要

建物全体の構造補強と、併せて行う屋根・外壁等の修理について助成を行う。
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

古くから鴨川に面して営まれている料亭で、京都の夏の風物詩となっている床が5月から設置される。また、この付近の木屋町通り沿いには、今なお歴史的な意匠を残した建造物が多く残っており、古くからの商業の地域として、その歴史的な建造物が活用されている。当該建造物を保全することにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名
歴史的町並み再生事業 佐々木邸修理事業

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 歴史的市街地地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

主屋は、昭和初期の建築（大正3年とも言われている）。当該地は2方向に道路に面しており、通りに面して高塀が設けられている。高塀裏の前庭に面して茶室、土蔵がある。



写真 7-19 佐々木邸

○ 事業概要

高塀の補強及び壁等の修理と、主屋の屋根及び外壁等の修理について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

西陣の織屋界隈で茶道が嗜まれていた時代を色濃く残す旧家の町家であり、西陣地域の歴史的風致を維持するためには重要な建造物であるため、当該建造物を保全することにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名

歴史的町並み再生事業 上七軒歌舞練場修理事業

(事業主体)：所有者（間接）

(事業区域)：歴史的市街地地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

明治28年、35年に2棟木造建築が築造され、昭和12年に舞台をRC造に改修されたと言われている。その後も、改修・修理が加えられ、現在に至る。



写真 7-20 上七軒歌舞練場

○ 事業概要

歌舞練場の大屋根・下屋等の修理について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上七軒歌舞練場は花街の中心的な存在であり、春には風物詩である北野をどりが開催される。また、この周辺には多くの茶屋様式の建造物が残っている。当該建造物を保全することにより、花街である上七軒及び北野天満宮周辺の歴史的風致を維持し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名

歴史的町並み再生事業 月桂冠旧本社修理事業

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 歴史的市街地・伏見地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

大正8年の建造物。建物の周囲には犬矢来が取り巻き、宇治川の氾濫による水害から守るため、建物の床面は道路より1mほど高く建造されている。平成5年までは、本社として使用されていたが、現在は、各造り酒屋のお酒を売るなどの店舗として活用されている。



写真 7-21 月桂冠旧本社

○ 事業概要

店舗及び高塀の屋根の修理について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伏見の酒造会社の1つである月桂冠の旧本社で、現在は伝統産業である伏見界わいの多種のお酒の紹介や、喫茶コーナーを設け、建造物の活用を図っている。また、舟運が栄えた頃の歴史的風致を今に伝えており、当該建造物の保全を図ることにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名

歴史的町並み再生事業 山中油店修理事業

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 歴史的市街地地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

道路に面して平入平屋のみせ棟と平入りつし二階の主屋が2棟並び、庭を挟んで土蔵が建つ。現在の地に店を構えたのが文政年間とされ、200年近くの歴史を持つ。なお、主屋及び2棟の蔵が国登録文化財に登録されている。



写真 7-22 山中油店

○ 事業概要

店舗の構造補強について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

古くからこの地で商いを行ってきた町家であり、周辺には当該建造物のような歴史的な建造物が建ち並ぶ。その多くは一族の商いによる使用人等の住居であり、現在は貸家として使用されている。西陣の織屋と同様、古くから商業都市であった京都の商家としての歴史的風致を今なお伝えており、当該建造物の保全を図ることにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名
歴史的町並み再生事業 <small>うるんざ</small> 胡乱座修理事業

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 歴史的市街地地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

主屋は通庭沿いに3室が並ぶ典型的な町家の平面型で、明治三十年上棟の棟札が残っている。庭を挟んだ奥には離れが建ち、現在は2階で主屋とつながっている。主屋は1, 2階の座敷とも、床柱、床框、床地板などに銘木が使用され、数寄屋の意匠が加味されている。さらに、2階の四畳半は茶室仕様であり、明治後期の近代和風建築としての特徴をよく備えている。なお、国登録文化財に登録されている。



写真 7-23 胡乱座

○ 修理内容

主屋・離れの屋根の修理と、併せて行う外壁等の修理について助成を行う。
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該建造物は、周辺の出入り大工の元住居で、職住共存地域の町衆の営みを支え、町並みを形成する上で重要な建造物である。現在は、簡易宿舎として活用されている。当該建造物の保全を図ることにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

ク 姉小路界わい地区街なみ環境整備事業

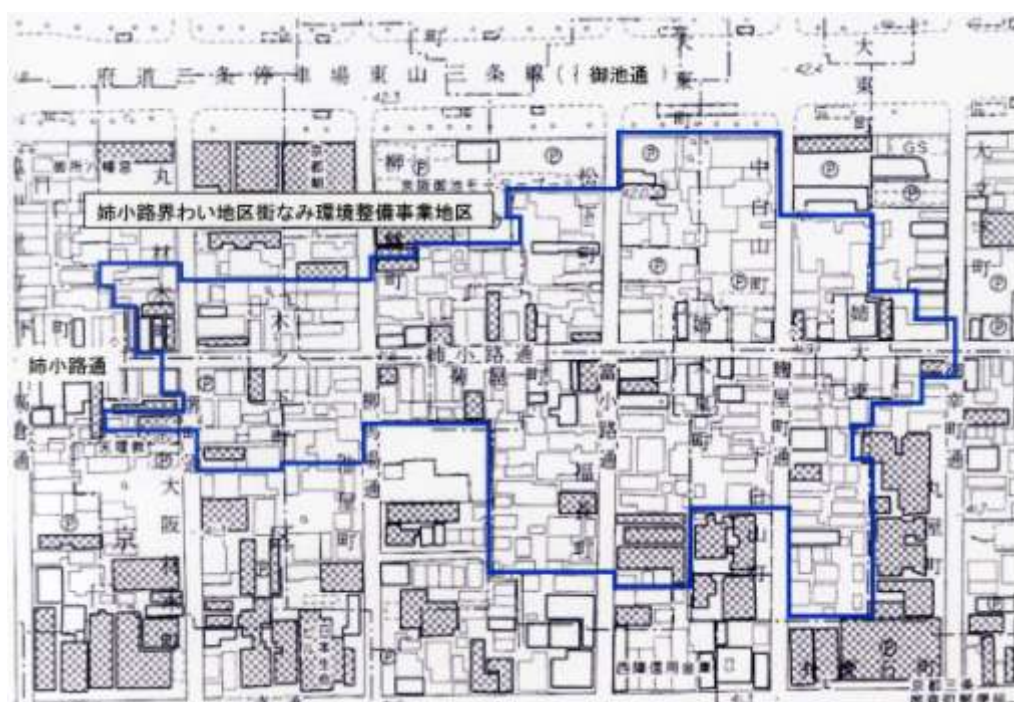
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
姉小路界わい地区街なみ環境整備事業	H16～H25	社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業）（国土交通省） （H21 まで街なみ環境整備事業）

（事業主体）所有者（間接）

（事業区域）姉小路界わい地区

（事業内容）

界わいに住む人及びなりわいを営む人の総意によるまちづくりの実現に向け、落ち着いた中低層の街なみを維持しつつ、京町家と調和した街なみを創造し、「居住」と「なりわい」と「文化性」のバランスを維持しつつ、地域の活力や魅力を高めることを目的としている。街なみ環境整備事業計画に基づき、平成16年から25年までの事業期間で、住宅等の建築物や建築設備等の修景等を行う、通り景観改善事業等を行っていく。



（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

姉小路界わい地区は、京都市のほぼ中心に位置しており、様々な業種の老舗と小さな商店、町家が中低層の良好な町並みを形成している。平成12年には、まちづくりの指針として「姉小路界隈町式目（平成版）」を策定するなど、地域住民のまちづくりや町並みに対する関心も高い。

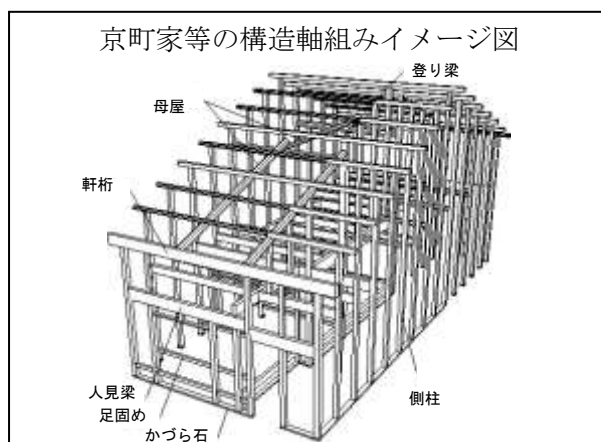
本事業を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進

される。

ケ 京町家耐震診断・耐震改修に関する事業

(事業内容)

住宅の用途に供されている京町家等(伝統的軸組構法の木造住宅で、昭和25年以前に建築されたもの)について、構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修手法により、京都らしい伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして住み継ぐために地震に対する安全性の向上を図る。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

一般的に京町家といわれる木造住宅の多くが建築基準法施行(昭和25年)以前に建築されており、その後に建築された在来軸組構法の木造住宅とは、構造に大きな違いがある。これらの事業を行うことによって、京町家等の構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修が促進される。また、伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして継承し、安心安全なまちを形成していくことで、歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京町家耐震診断士派遣事業	H19～	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) (H21まで地域住宅交付金)(国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、京町家等の所有者に対して「京都市京町家派遣耐震診断士」を派遣し、京町家の特徴に適した診断手法で耐震診断を行う。所有者には、費用の一部を負担してもらう。

事業名	事業期間	備考
京町家等耐震改修助成事業	H19～	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) (H21まで地域住宅交付金)(国土交通省) 京都府木造住宅耐震改修事業(京都府)

(事業主体) 京町家等の居住者、居住予定者又は所有者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、地震に対して安全でないと診断された京

町家等、景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の居住者等で、耐震改修を行う方に対し、その経費の一部を助成する。

コ 京町家まちづくりファンド

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京町家改修助成モデル事業	H18～	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施
京町家活動助成モデル事業	H21～	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施

（事業主体）所有者等

（事業区域）市域全体

（事業内容）

財団法人京都市景観・まちづくりセンターが、篤志家からの寄付等からなる「京町家まちづくりファンド」の運用益等を活用し、京町家の改修助成を中心とした事業を実施する。



○ 京町家改修助成モデル事業

景観形成に寄与し、文化発信、まちづくりへの発展の可能性のある京町家の改修工事に対して助成を行う。

○ 京町家活動助成モデル事業

京町家の改修につながるような活動に対して助成を行う。

○ 寄付促進のための取組

ファンド事業費を安定的に確保するためには寄付の拡大が不可欠であるため、寄付拡大に向けた積極的な PR、寄付者へのインセンティブ柵の構築等、多様な取組みを展開する。

【京町家まちづくりファンド】

京町家まちづくりファンドは、寄付金を積み立て、その運用により、京町家の保全・再生・活用を促進し、取組を通じて、京町家に宿る暮らしの文化、空間の文化、まちづくりの文化の継承と発展、まちなみ景観の保全及び創造、さらには地域の活性化を図るものである。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

本市で助成を行っている「歴史的町並み再生事業」は特定した地区内に存在するものや、個別に指定を行っている物件のみである。しかし、京都の市街地にはそれらに当てはまらないものの、景観形成に寄与する可能性のある京町家が多数ある。そのような物件に対して改修助成を行うことにより、また本市の歴史的町並み再生事業と連携することにより、歴史的町並み景観の保全を図り、

歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

サ 京町家まちづくり調査

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京町家まちづくり調査	H20～H21	市単独事業

(事業主体) 京都市, (財)京都市景観・まちづくりセンター, 立命館大学

(事業区域) 戦前に市街化された地域, 旧街道沿い

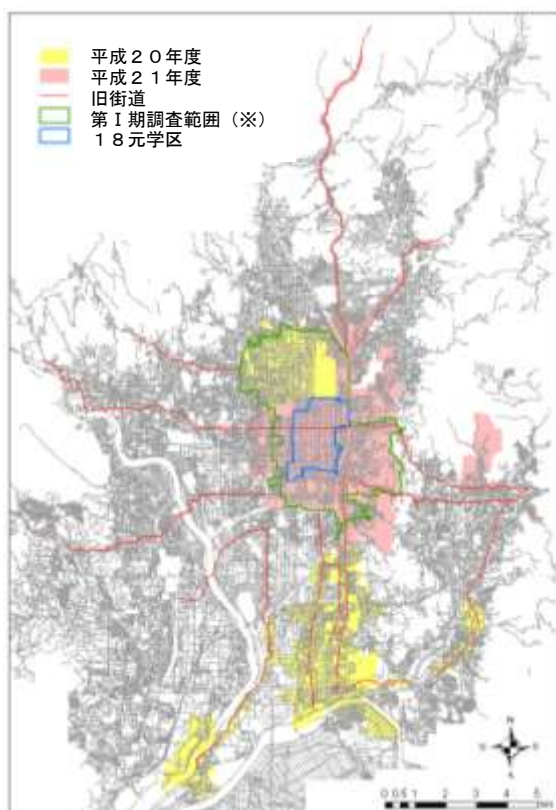
(事業内容)

京都の伝統的な建築様式や生活様式を伝え、現在も職住共存の暮らしのある京町家は、過去2回の調査結果により、都心部等の町家が約13%（年間約2%）の割合で消失していることが判明し、その保全・活用策が課題となっている。

実効ある施策立案に反映するため、京町家の専門家や関連団体、市民ボランティアの協力を得て、市域に残存する全ての京町家（調査対象として推定5万件を推定）を対象とする「京町家まちづくり調査」を平成20年度より2箇年で実施した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的風致の構成要素である京町家に関わる様々な課題を把握し、その保全・活用のための実効ある制度・仕組みの立案に役立てることにより、年々減少する京町家の保全・活用につながり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。



※ 第1期調査範囲

上京区, 中京区, 東山区及び下京区で、明治後期に市街化された元学区の範囲であり、平成7～8年度に実施された市民調査「木の文化都市：京都の伝統的都市居住の作法と様式に関する研究」と平成10年度「京町家まちづくり調査」の範囲を併せたものである。



写真 7-25-1, 2 京町家まちづくり調査 1, 2

シ 未指定文化財庭園の調査

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
大学との連携による未指定文化財庭園の調査	H22～H24	市単独事業

（事業主体） 京都市

（事業区域） 市域全域

（事業内容）

生活環境の急激な変化により消滅していく危機に瀕する民家などの庭について、市内の大学と連携して調査を行い、京都の歴史や文化等を理解するうえで重要なものを、市指定や登録文化財等として保護していく。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

民家などの庭は、歴史的建造物を構成する要素として重要であり、規模が大きいものになると、良好な市街地環境の形成に大きく寄与している。これらの実態を調査し、必要な保護を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

(2) 自然・歴史的景観の保全

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
歴史的風土特別保存地区内の土地買入事業	S42～	古都保存統合補助事業（国土交通省）
歴史的風土特別保存地区内の施設整備事業	S49～	古都保存統合補助事業（国土交通省）
歴史的風土特別保存地区内買入地の維持管理	S42～	市単独事業

（事業主体）京都市

（事業区域）歴史的風土特別保存地区

（事業内容）

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和41年4月15日施行）第11条に基づき、歴史的風土特別保存地区内で、現状変更行為が不許可となったため、その土地の利用に著しい支障をきたすことにより、土地所有者から当該土地の買入れの申出を受けた場合、歴史的風土の保存上必要があるものについて、買入れを行っている。平成23年度以降についても、買入れを行っていく予定である。

また、歴史的風土特別保存地区内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備を行っていく。

さらに、同法第12条に基づき、買入れた土地の歴史的風土を維持保存するため適正に管理を行っていく。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

京都には、歴史的に重要な建物や史跡等が、周囲の自然環境と一体となって古都における伝統と文化が感じられる景観を形成している地域が多数存在する。このため、京都市では、三方の山並みや、その山すそ部等の地域で、歴史的に意義が高く、景観上も重要な地域を歴史的風土保存区域に指定し、その中で特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。

それらの地区において現状変更行為を厳しく規制し、買入れを行うとともに、適切な維持管理を行うことが、伝統文化や伝統産業にも影響を与えてきた京都の景観の基盤とも言える美しい自然景観を守ることとなる。そして、ひいては自然と共生し、「木の文化」を大切にすまぢづくりを推進することにつ



写真 7-26 歴史的風土保存地区 空撮

ながる。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
三山森林景観保全・再生ガイドラインの作成	H21～H23	市単独事業

（事業主体）京都市

（位置及び区域）歴史的風土特別保存地区，第1種自然風景保全地区等

（事業内容）

京都市の市街地を囲む三山の森林について，植生・地形・土壌等の自然的条件の基礎調査，文化・歴史的側面の調査を行い，三山を立地類型ごとに区分するとともに，景観・斜面防災・地域生態系の重要性に応じた区域図，4種類の技術指針を盛り込んだガイドラインを作成した。

今後は，三山の現状と課題や景観・環境・観光資源としての重要性，ガイドラインに示されているこれからの森林景観づくりの方向性などを広く市民や事業者，森林所有者等に周知し，浸透させることにより，森林景観の保全・再生に対する市民的な機運を高め，協働による森林景観づくりを推進していく。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

京都市の市街地を取り巻く三方の山並みを構成する森林等は，京都の町とそこを流れる川の流れと一体となって山紫水明と形容される特有の優れた都市の風景を形成しており，本市の景観を構成する重要な要素であり，京都の人々にとって，かけがえのないものである。また，世界文化遺産をはじめとする多くの寺社や歴史的建造物などが三山の山麓部に位置し，森林と一体となって，趣ある景観と風趣，荘厳な雰囲気醸し出している。

しかしながら，近年，人々の暮らしが森林と密接な関係を持たなくなったため，三山の森林の植生が変化してきている。

このため，三山の森林のあるべき方向性と森林像を選択的に抽出する「森林景観保全・再生ガイドライン」に基づき，京都らしい美しい森林と豊かな自然環境をもつ森林として再生し，歴史都市・京都にふさわしい森林景観の形成を目指すとともに，自然との共生，「木の文化」を大切にするまちづくりに取り組むことにより，京都の自然環境と一体となった景観及び歴史的風致を維持・向上させる。

(3) 良好な景観の誘導

景観の阻害要因となる違反広告物の撤去及び優良広告物の誘導を行うことにより、文化財や歴史的な町並みと調和した周辺整備を行う。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
優良屋外広告物誘導事業	H18～	市単独事業
屋外広告物の簡易除却	～	市単独事業 (委託事業は H16 まで府補助金)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都市では、良好な広告物景観を形成するため、屋外広告物モデル地域を設定し、罰則の適用や行政代執行も視野に入れた集中的な違反指導を行っているところであり、早期の是正完了を目指すとともに、全市域を対象とした指導をより一層強化し、違反状況の解消に努めている。

また、屋外広告物法第7条第4項では、条例に違反しているはり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等が掲出されている場合、市長又はその命じたものが当該屋外広告物又は掲出物件を除却することができる」と規定している。

京都市では、職員による随時の除却のほか、業者と委託契約を締結し、市内幹線道路にある電柱や道路柵等に掲出されている違反広告物を対象に定期的に除却を行っている。

また、青少年の健全な育成並びに都市景観の維持及び向上を図ることを目的として「京都市路上違反広告物追放推進員」を設置し、市長が持つ違反広告物を除却できる法的権限を少年補導委員会の単位会長等に委嘱している。さらに、増え続ける違反広告物への取組みを強化するため、除却権限を一般の市民にも委嘱して、自らの手で違反広告物を除却できる「京都市はり紙等違反広告物除却活動員」（愛称「京（みやこ）・輝き隊」）を創設し、市内一円で活動を展開している。



写真 7-27 屋外広告物の簡易除却

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであるが、現在繁華街や幹線道路沿いを中心に掲出されている違反広告物や電柱等に貼られているはり紙等は、歴史的な町並みにそぐわないものである。市民と協働で是正、除却を強化していくことにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

(4) まちの活性化，魅力の発信事業

ア 職住共存地区整備推進事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
職住共存地区整備推進事業	H10～H22	市単独事業

（事業主体）京都市

（事業区域）職住共存地区

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
まちづくりに係る調査・企画・支援事業	H23～	市単独事業

（事業主体）京都市

（事業区域）市域全体

（事業内容）

平成10年から行ってきた職住共存地区整備推進事業では、都心再生の先導地区として位置付けた職住共存地区において、地域協働型地区計画を活用した取組を展開してきた。これまでに、修徳学区、本能学区、明倫学区、有隣学区において地域協働型地区計画を策定している。

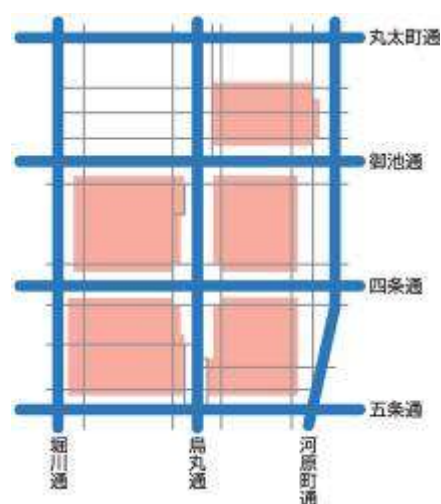
平成22年度で職住共存地区整備推進事業は終了し、この取組を市域全体へと展開するため、「地域協働型地区計画」等を活用し、住民・企業・行政のパートナーシップにより、個性ある地域まちづくりへの支援を推進する。

また、職住共存地区等のすでに地区計画を策定している地区については、その実現化に向けて検討等の支援を継続する。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

京都では、職住共存地区をはじめとした多くの地域で、昔から住民自治の伝統があり、地域による活発な自治活動が行われ、また、それぞれの地域で歴史的建造物や伝統行事、景観、生活文化等、個性あふれる資源が培われてきた。

そういった地域において、地域住民等との協働により「地域協働型地区計画」等を活用したまちのビジョンづくりを行うことで、地域の歴史、まちなみ、生活文化等への意識が高まり、歴史都市・京都に相応しい地域力によるまちづくりが推進される。



職住共存地区

イ 岡崎地域活性化の推進

岡崎地域は、東山を望む素晴らしい都市景観の中に琵琶湖疏水をはじめ、美しい庭園群や文化財、美術館、博物館などの文化交流施設が集積した地域であり、京都を代表する文化・交流ゾーンとして年間500万人以上の方々が来訪している。岡崎地域の優れたポテンシャルの更なる活用と岡崎地域で展開されつつある関連施策の融合による、地域の活性化の羅針盤となる「岡崎地域活性化ビジョン」を平成23年3月に策定した。このビジョンに基づき、琵琶湖疏水や近代化遺産等の歴史的建造物の保存・活用に関する取組や岡崎の総合的な魅力を高める保全・創造の景観・まちづくり等、官民様々な主体による取組を推進していく。



岡崎地域活性化の核となる施設の集積エリア



事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
官民連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進	H23～	H23 都市環境改善支援事業（国土交通省）、H24～民間まちづくり活動推進事業（国土交通省）

（事業主体）京都市，エリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」，
その他（民間施設・事業者等）

（事業区域）岡崎地域及びその周辺

（事業内容）

「岡崎地域活性化ビジョン」を推進するため、地域の施設や団体、事業者、行政、専門家などで構成するエリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」が平成23年7月に設立された。この協議会による魅力創出事業や情報発信など、地域全体の魅力向上に向けた様々な取組を行う。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京都会館再整備	H24～H26	市単独事業

（事業主体）京都市

（事業区域）京都会館

（事業内容）

京都会館は、第4回内国勸業博覧会跡地に整備された文教地区に、昭和35年に建設されたもので、日本を代表するモダニズム建築家・前川國男氏による建築としても知られている。

しかし、開館後50年以上が経過し、各設備や舞台機能を含めた施設全体に老朽化が進むとともに、近年の施設利用者や来場者の利用ニーズにこたえきれていない状況となっている。

このため、平成23年6月に再整備基本計画を策定し、既存の建物を活用して全面改修を行うことを基本とし、一部、舞台機能や音響面で課題の大きい第一ホールについてのみ建て替えを行うことで、「岡崎地域活性化ビジョン」に掲げる文化・交流拠点としての機能強化に取り組んでいく。

また、評価の高い既存の建物価値を次代に継承し、周辺への景観にも配慮したものとなるよう、有識者による「京都会館の建物価値継承に係る検討委員会」を開催しており、岡崎地域の風致・景観の向上に寄与できるよう、また、現在検討を進めている京都岡崎の文化的景観の取組の方向に沿うものとなるよう、景観に十分配慮した再整備を進めていく。



写真 7-24-1 京都会館



写真 7-24-2 京都会館

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京都市動物園再整備事業	H21～H27	市単独事業

（事業主体）京都市

(事業区域) 京都市動物園

(事業内容)

京都市動物園は明治36年に全国で2番目に開園し、市民の寄付金と市債により建設された動物園としては最も古い歴史を持ち、今日まで、水と緑豊かな京都を代表する文化ゾーンである岡崎の地で、子どもから高齢者まで幅広い世代の方に愛されてきた。

開園以来100年以上経過した施設は老朽化が著しく、新しい時代に適した施設のリニューアルが望まれており、都心部の近くに立地する利便性を活かしながら、動物たちの環境を大切につくり、幸福に暮らす動物たちを来園者が間近でみることができる「近くて楽しい動物園」を目指して、再整備を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

岡崎地域は、琵琶湖疏水の開発に始まる京都の近代化を象徴する伝統と進取の気風あふれる地域であり、琵琶湖疏水とその関連施設群、文教施設群などの歴史的な施設が集積している。

岡崎地域に関わる様々な主体の連携により、「岡崎地域活性化ビジョン」を推進することで、地域力を活用しながら、歴史的な地域資源や建造物を活かし、風情や品格のある更なる魅力的なまちづくりが推進される。

中でも、今回再整備を予定している京都会館や京都市動物園は地域の重要な構成要素の一つとして市民に親しまれている。

歴史的・文化的価値のある京都会館を可能な限り活かして再整備を図り、後世に継承するとともに、歴史ある京都市動物園を魅力ある施設として再整備することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

ウ ニューツーリズム創出事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
ニューツーリズム創出事業	H19～	市単独事業

(事業主体) 各実施団体

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

平成19年度から、観光客の「時期的な集中」「場所的な集中」の緩和、界わい観光の振興、更には地域の活性化を図るため、京都の隠れた観光資源の発掘のための取組支援を行う「京都市ニューツーリズム創出事業」を展開している。

支援する具体的な内容は、地域団体等が取り組む事業の初期・追加経費に対する補助や、企画・進行管理等を助言するアドバイザーの派遣、事業のPR支援、その3点をパッケージにしてサポートする。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都のまちは、文化財の宝庫であり、加えて市内の各地域に根ざした行事や祭礼などが伝統文化として脈々と息づいている。このような、京都の隠れた観光資源の発掘及び取り組み支援を行うことにより、各地域の歴史的風致を再認識し、さらに京都観光の新たな魅力として発信することにより、観光客の「時期的な集中」、「場所的な集中」の緩和、界わい観光の振興や地域の活性化に寄与し、地域力によるまちづくりが推進される。

エ 東山わがまち「地域資源」マップ(仮称)の作成

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
東山わがまち「地域資源」マップ(仮称)の作成	H20～H21	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区

(事業内容)

東山区の魅力あふれる優れた地域資源(東山区の歴史や文化、産業、暮らしなど)を学区単位で地域と連携して発掘・再発見するとともに、発掘した地域資源を整理・編集し、印刷物等で情報発信することにより、歴史的な資源を活用したまちづくりを推進する。

平成20年度から学区ごとに地域資源の発掘を進め、東山区80周年という節目の年である平成21年度に、その内容を東山の光・宝・誇りとして後世に残すため、「東山区80周年記念誌」として発行した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

東山区民は、学区単位の様々な団体の取り組みに見られるように、これまでも自立性の高い住民自治の伝統を守っているが、観光地ならではの問題や少子高齢化などが、地域のまちづくりの課題となっている。こうした中、地域住民による主体的な地域資源の発掘・再発見を通じて、住民自らによる歴史的な景観や魅力あるまちづくりの維持・向上に寄与するとともに、広く情報発信することにより、観光振興や地域活性化にも寄与し、地域力によるまちづくりが推進される。



東山区 80周年記念誌

オ 下京区内全域スタンプラリー

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
下京区内全域スタンプラリー	H21～H21	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 下京区

(事業内容)

京都らしい風情とたたずまいを色濃く残す下京区では、130周年の節目を機に、町衆の良き伝統と地域の絆を守り、次の世代に引き継いでいくことを目指し、「歩いて!しもぎょう スタンプラリー」を開催する。

下京区全域を対象に、区民の方々に地域の名所ポイントを選出していただくほか、新たな観光ルートを発掘し、歩いて楽しんでもらえるスタンプラリーを実施する。当日はボランティアとして多くの地元住民に協力いただき、ガイド等を行ってもらう。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本事業は、広く市民の参加を得て企画、実施するものであり、地域の魅力や歴史的価値を再認識する機会になるとともに、地域コミュニティの再生や賑わい拠点の創出など多様な効果が期待でき、地域力によるまちづくりが推進される。

カ 京都・花灯路

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都・花灯路	H14～	市単独事業

(事業主体)

京都・花灯路推進協議会(京都府,京都市,京都商工会議所,京都仏教会,(社)京都市観光協会,(財)京都文化交流コンベンションビューロー)

(事業内容)

京都を代表する寺院，神社をはじめとする歴史的文化遺産や町並みなどを，日本情緒豊かな陰影ある「露地行灯」の灯りと，いけばな作品の「花」でつなぎ，京都ならではの雅を醸し出す。「灯り」と「花」による演出を基本手法にして，訪れる人々が「安らぎ」と「華やぎ」を体感できるようなスケールの大きな夜の時・空間を創出する。重点区域内では，東山地域（東山花灯路）で行われている。

また，平成19年度からは，自然エネルギーで発電されたクリーンな電力「京グリーン電力」をライトアップの一部に利用することにより，環境に配慮した事業となるよう努めている（平成20年度からは全ての電力に使用）。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

当該事業は，京都の夜の風物詩として定着しつつある。京都の夜間景観の魅力の向上を図ることにより新たな賑わいを創出するとともに，歴史的建造物をめぐり，歴史的資源や町並みを実際に感じることで，京都の魅力や歴史的価値を再認識する機会となる。そして，ひいては歴史的建造物を守り育て，活かしたまちづくりが推進される。

キ 保勝会事業補助

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
保勝会事業補助	S43～	市単独事業

（事業主体）各保勝会

（事業区域）市域全体

（事業内容）

保勝会（京都市内の観光景勝地を維持し，発展させるために，それぞれの地域住民によって自主的に組織された団体）が行う地域の清掃活動やイベントの開催，散策コースの紹介等の活動に対し，補助金を交付する。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

保勝会への補助金の交付を通じて，歴史的風致を形成している観光景勝地の維持・発展に寄与することはもとより，そこに暮らす地域の人々の自主的な活動を支援することにより地元活力を活かした継続的な取組につながる。そして，ひいては地域力によるまちづくりが推進される。

(5) 文化財・伝統文化等の保全・活性化事業

歴史的な町並みの中で営まれる伝統産業や伝統文化を保全することは、歴史的風致を維持する上で重要であり、これらの伝統的な営みを維持し、活性化するためにも普及・啓発を行い、全国に京都の魅力を発信する。

ア 伝統産業

(7) 伝統産業技術の保存・継承

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京都市伝統産業技術功労者顕彰制度	S42～	市単独事業
京都市伝統産業技術後継者育成制度	S42～ (H15～制度見直)	市単独事業
京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度	H22～	市単独事業

（事業主体）京都市

（事業区域）市域全体

（事業内容）

○ 京都市伝統産業技術功労者顕彰制度

伝統産業の振興・発展の基礎づくりを推進するため、永年にわたり、伝統技術の維持発展に尽くした技術者を表彰し、功労金を支給する「京都市伝統産業技術功労者顕彰制度」を実施している。

○ 京都市伝統産業技術後継者育成制度

伝統産業に携わる若手技術後継者の確保と養成を目的に、技術習得のための資金を交付する「京都市伝統産業技術後継者育成制度」を実施している。

○ 京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度

首都圏での作品発表の場を提供するなど、伝統産業業界において中核を担いつつある中堅技術者の意欲向上に資する京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度を実施している。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

伝統産業を支える技術者を育成・表彰していくことによって、伝統産業技術及び関係業界の振興・発展・継承に努めることが、伝統産業を活かしたまちづくりの推進につながる。

(4) 「伝統産業の日」関連事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
「伝統産業の日」関連事業	H14～	市単独事業

(事業主体) 京都市
 (事業区域) 市域全体
 (事業内容)

京都市では1200年の悠久の歴史の中で培われた京都の伝統産業の魅力を国内外に発信するため、平成13年度に春分の日を「伝統産業の日」と定め、毎年「伝統産業の日」を中心に伝統産業に触れられる多彩な事業を実施している。

① 伝統的工芸品の展示会

京都市勧業館(みやこめッセ)等において、様々な展示会を企画し、京都の伝統的工芸品の魅力を紹介している。

② 和装振興事業

きものは日本文化の表象であり、京都は、最もきものの似合う街と言え、きもの着用者が増えることにより、京都の雰囲気醸し出される。「伝統産業の日」の関連イベントとして、きものを着用している人は、元離宮二条城や美術館などの文化観光施設等の入場や、市バス・地下鉄を無料にしたり、京都市交響楽団のコンサートに無料で招待するなど、きもの着用の機会づくりに努めている。



写真 7-28 伝統産業の日

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

広く市民や観光客等に伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めてもらうことが、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(ウ) 京都市伝統産業ふれあい館の運営

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都市伝統産業ふれあい館の運営	H8～	市単独事業

(事業主体)

財団法人 京都伝統産業交流センター

(事業区域)

(事業内容)

京都市では、今なお受け継がれ、京都のまちに息づいている伝統工芸品の美と技の世界を紹介するため、「京都伝統産業ふれあい館」を設置している。



写真 7-29 京都市伝統産業ふれあい館

常設展示場では京都の多彩な伝統工芸品を一堂に集めて紹介しており、ギャラリーではテーマを設定した企画展において、優れた工芸品の数々を展示している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

市民や観光客に京都の伝統産業を PR し、伝統産業に対する理解を深めていただく場を提供することが、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(I) 京もの全国普及事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京もの一家に一品推進事業	H21～	市単独事業
伝統的工芸品月間国民会議 全国大会	H21～H21	市単独事業 ただし、経済産業省、府及び地元関係団体等が連携して実施

(事業主体) 京もの一家に一品推進事業：京都市

伝統的工芸品月間国民会議全国大会：京都市, 経済産業省, 京都府, 南丹市及び伝統産業関連団体等

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

○ 京もの一家に一品推進事業

京都の伝統産業の技術を用い、現代の消費者の感覚に合致した伝統工芸品作りを事業者とともに進めるほか、販売戦略についても雑誌等を活用し、ターゲットを明確にした見せ方、売り方を実行する。

○ 伝統的工芸品月間国民会議全国大会

経済産業省では、昭和 59 年度から 11 月を「伝統的工芸品月間」と定め、10 月から 11 月にかけて全国各地において伝統的工芸品の普及推進事業を実施しており、「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」は、その中心催事である。

平成21年度に、京都府下で開催される「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」において、展示会等の各種事業を通し、京都の伝統産業を全国に発信し、普及を図った。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統産業の技術を用いて、伝統工芸品を創造していくことによって、新たな需要を創出し、ひいては伝統産業業界の振興に寄与し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(オ) 京の『匠』ふれあい事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京の『匠』ふれあい事業	H17～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

市民・児童・観光客等を対象とした伝統産業の職人さんによる制作体験教室等を実施する。

○ 伝統工芸・技の探訪事業

西陣織会館、京都伝統産業ふれあい館において、伝統工芸の制作に携わる職人さんによる制作体験教室、制作実演などを行う。

○ 京の『匠』先生派遣事業(体験活動推進事業にも掲載)

伝統工芸品を制作する技術者を小・中学校に派遣し、その卓越した技術を生かした制作実習又は制作実演を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統技術の職人の方々の雇用創出を図り、業界を維持し、市民や観光客への伝統産業のPRを行うことによって、伝統産業の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(カ) 京ものきらめきチャレンジ事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京ものきらめきチャレンジ事業	H20～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都の伝統産業を牽引するトップランナーを生み出すため、事業者等の創造的な活動を支援するものであり、マーケティングの視点や明確な戦略性の確立

により現代における伝統産業製品の需要を掘り起こし、事業活動をサポートする。公募制で、ターゲットや新商品開発、技術の新分野への利用、ブランドの構築などのテーマを設定し、事業者等が実施する新たな取組を支援する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

ターゲットを明確にした市場の開拓を促し、伝統産業の活性化を図ることにより伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(キ) 和装産業活性化戦略プランの推進

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
和装産業活性化戦略プランの推進	H21～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 首都圏他

(事業内容)

京都市では、これまでの地元京都での取組に加え、国内最大の市場である首都圏を対象として、首都圏で活躍される方々等の参画により「和装産業活性化戦略プラン」を策定した。これに基づき、平成21年度以降、首都圏での新たな販路開拓やニーズを的確に捉えたきものづくりを目指した事業を展開する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

きものを身近なファッションの一つとして認知してもらい、着物の魅力を定着させること、また、きもの需要喚起を図り、「Made in 京都」のきもの購入へ着実に結びつけることによって、京都の伝統産業である和装産業全体の活性化を図り、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(ク) 北区伝統ブランドいきいき発信事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
北区伝統ブランドいきいき発信事業	H21～H22	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 北区

(事業内容)

京野菜や北山杉等の北区が誇る伝統ブランドを、地元関係団体と共に民間企業等とタイアップして広く全国に発信することにより、新たな需要を開拓し、北区の伝統ブランドの活性化を図る。

○ 北区「ほんまもん」PR事業

朝市の開催やマップ、パンフレットの作成・配布等を通じて、北区で生産されている京野菜等、身近にある「ほんまもん」の魅力を発信し、地産地消の推進、そして全国に北区の魅力をPRする。

○ 北山杉オブジェ制作コンペティション事業

プロの建築家や建築を学ぶ学生等を対象に、北山杉を活用した新たな建築用途、作品を募集するとともに、一般市民を対象に、これまでにない新たな北山杉を使ったアイデアを募集し、これらの作品等を通じて、北山地域のイメージや伝統産業を全国に発信する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の伝統文化が再認識され、全国的にも「洋」に対して「和」が見直されつつある中、京都が誇る「伝統的なブランド」のもつ「ほんまもん」の魅力を発信することにより、新たな需要開拓を図り、伝統産業の更なる振興に寄与していくものであり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

イ 伝統文化

(ケ) 五感で感じる和の文化事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
五感で感じる和の文化事業	H21～	市単独事業

(事業主体) 京都市, (財) 自治総合センター

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都の歴史と伝統を彩る茶道、華道、伝統芸能をはじめ、それらを支える伝統文化(着物、工芸品、楽器など)を、市民や観光客が気軽に鑑賞し、身近に触れ、体験できる機会を創出し、市民の文化力を深め「京都力」を高めることを目的に「五感で感じる和の文化事業」を実施する。



写真 7-30 五感で感じる和の文化事業 撮影：大島拓也

具体的には、「触れる」、「聴く」、「薫る」、「味わう」、「見る」の五感で和の文化を楽しんでいただけるような事業を展開していく。

○ 京都創生座

平成19年度から、国立京都伝統芸能文化センター(仮称)の機能として想

定している事業を先行的に試行し、センターのイメージを明らかにするためのモデル事業として「京都創生座」を実施している。

平成20年度においては、「京都創生座」の公演に加え、更に幅広い角度から伝統文化の魅力を多くの人々に理解いただくため、伝統芸能を楽しむためのレクチャー公演「伝統芸能ことはじめ」なども実施している。

平成21年度以降は、「五感で感じる和の文化事業」の中の一事業として総合的な伝統芸能の公演を展開していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

茶道、華道、伝統芸能、伝統工芸をはじめとする和の文化は、様々な文化が重なり合い、支えあって形成され、受け継がれてきた。これらの文化は京都の町や人々の生活の中に、教養やたしなみとして息づいて根を下ろし培われてきたが、近年のライフスタイルの変化等により、市民側の文化に身近に触れる機会が減少している。

「五感で感じる和の文化事業」を展開することによって、市民が生活の中で伝統文化・伝統芸能を身近に感じ、体験することができる機会を創出し、今まで伝統文化・伝統芸能に親しんでいなかった層がこれらの伝統芸術に関わるきっかけとなり、伝統文化・伝統芸能の維持・発展につながり、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(2) 京都文化祭典事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都文化祭典	H16～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

秋の約1ヶ月半の間、京都の神社仏閣や京都コンサートホールなど、まち全体を舞台に、京都が内外に誇る伝統芸能や先駆的な文化芸術の催しを行う。

また、京都市の他の事業との連携を図りながら様々なイベントを行っていくほか、市内の文化団体等に「協賛事業」としての参画を呼びかける。(なお平成23年度は第26回国民文化祭・京都2011の開催に伴いこれに集約するが、24年度以降は従来スタイルで開催する予定である。)

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都の歴史的な神社仏閣や市内の様々な施設において、京都が悠久の歴史の中で培ってきた伝統芸能から先駆的な文化芸術を発信することによって、京都が世界に誇る「文化芸術都市」であるということをアピールし、文化芸術を活

かしたまちづくりを推進することにつながる。

(4) 市民狂言会

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
市民狂言会	S32～	市単独事業

（事業主体）京都市

（事業区域）京都観世会館

（事業内容）

大蔵流茂山社中の協力のもと、市民の皆様が親しまれる狂言会として、毎年4回「市民狂言会」を開催する。



写真 7-31 市民狂言会 撮影：清水俊洋

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

日本の古典芸能である狂言が持っている「親しみやすさ」という利点を活かし、伝統芸能への理解を深める第一歩となる事業であり、市民への伝統文化の普及、振興につなげていく。

昭和32年度から開催されている市民狂言会は、平成19年度で50周年を迎え、200回を数えており、すでに京都の年中行事の一つとして定着している。今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(5) 京都薪能

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京都薪能	S25～	市単独事業※

※ 国の支援等を受けずに事業を行っているという意。事業自体は京都市と京都能楽会の共催で実施している。

（事業主体）京都市，京都能楽会

（事業区域）平安神宮

（事業内容）

毎年6月上旬に、平安神宮の境内で薪能を開催。昭和25年から毎年開催しており、京都の年中行事の一つとして、初夏の京都を彩る。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

「京都薪能」は、東山連峰の緑と朱の拝殿を背景に平安神宮の朱の境内で、薪能の幽玄の世界を楽しんでもらうために開催される催しで、平成23年で第

62回を数える。この間、市民の能楽への親交に大きく貢献してきた。京都の年中行事の一つとして定着したこの行事を、今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(ヌ) 花街の伝統芸能保存育成事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
花街の伝統芸能保存育成事業	H8～	市単独事業 (京都府からの助成も有)

(事業主体) 財団法人京都伝統伎芸振興財団

(事業区域) 五花街

(事業内容)

花街の伝統芸能を保存・継承することを目的として設立された「財団法人京都伝統伎芸振興財団(おおきに財団)」の行う伝統芸能保存・育成事業を助成する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京の芸舞妓」が存在する京都の花街は、京都の歴史とともに歩み、今なお歌舞を中心とした邦楽、邦舞等の伝統芸能を伝承しており、その町並みとともに京都の歴史的風致を形成している。これら花街の伝統芸能を保存・育成することにより、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(セ) 葵祭・時代祭の運営等に対する支援

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業	～	市単独事業 (京都府からの助成も有)
時代祭活性化助成事業	H17～H21	市単独事業 (京都府からの助成も有)

(事業主体)

葵 祭：葵祭行列保存会

時代祭：平安講社

(事業内容)

葵祭・時代祭は京都の三大祭として全国的によく知られており、その運営資金等の一部を協賛会を通じて助成する。

○ 葵祭

葵祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。

○ 時代祭

時代祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。また、衣装・祭

具などの整備を柱とする「時代祭活性化助成事業」を、府市協調により平成17年度を初年度とする5ヵ年計画で実施する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

これらの伝統的な祭礼を支援していくことは、京都の歴史的風致を維持するために不可欠であり、また活性化に対しての助成を行うことで、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(ウ) 伝統文化体験総合推進事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
伝統文化体験総合推進事業		市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都に息づく伝統文化、伝統芸能、伝統産業を児童・生徒が直接体験する学校教育活動を推進することにより、わが国の伝統と文化を理解し、それらを尊重する態度の育成を図る。

具体的には、伝統産業を主題とした副読本「わたしたちの伝統産業」の作成、放課後や長期休業期間中等を利用した伝統文化などにかかわる「京の雅探検隊(京の子ども「かがやき」創造事業)」、小中学校を対象とした伝統産業等にかかわる方々による授業「京の『匠』ふれあい事業」の他、京都三大祭の見学等がある。また、教職員を対象に伝統文化をテーマとした研修講座を開設するなど、教職員の指導力の向上を目指している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史・文化を継承していく子どもたちに伝統文化や伝統産業を直接体験する機会を創出することにより、これらに対する理解を深め、京都の文化を尊重する心を育て、伝統文化、伝統産業の次代の担い手を育てることにつながる。そして、これらにより文化芸術や伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-32 伝統文化体験総合推進事業 1



写真 7-33 伝統文化体験総合推進事業 2

(4) 上京区の伝統文化をまるごと体験！！

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
上京区の伝統文化をまるごと体験！！ ～ちびっ子豆博士の育成～	H21～H21	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 上京区

(事業内容)

上京区は、平安遷都以来1200年を超える長い歴史に培われた伝統や文化が集積されたまちであり、京都はもとより日本の歴史・文化の宝庫でもある。この豊かな歴史・文化、特に伝統文化について、幼いころから触れることや体験することを通じて理解を深めるとともに地域に対する愛着心を醸成するため、「上京区の伝統文化をまるごと体験！！」講座を実施する。

上京区内の小中学生を対象に、上京の伝統文化－茶道、能、香道、和菓子、和楽器－について、子供たちが実際に体験し、直接触れることやその歴史の話を聞く中で、理解や知識を深める。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史・文化を継承していく子供たちが、地域の伝統文化の深さを体感し、地域の伝統文化についての理解や知識を深めることで、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(f) 東山区ふれあい文化財鑑賞会

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
東山区ふれあい文化財鑑賞会	S58～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区

(事業内容)

東山区内の複数の寺院を歩いて巡り、史跡や文化財を鑑賞することにより、文化に対する関心を深め、歴史と文化財の宝庫である東山区のすばらしさを再発見することを通して、交流とふれあいを深める。

事業実施に当たっては、各種市民団体の協力を得、ボランティア等によるガイド等も行う。



写真 7-34 東山区ふれあい文化鑑賞会 1



写真 7-35 東山区ふれあい文化鑑賞会 2

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

史跡や文化財が集積している東山区において、昭和58年から継続的に実施されている事業であり、市民が文化財に対する理解を深めることで、地域の文化財に対する関心や愛着を育み、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(6) 世界歴史都市連盟を通じた京都の魅力発信

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大	H6～	任意団体（世界歴史都市連盟）の事業

（事業主体）世界歴史都市連盟

（事業内容）

① 世界歴史都市連盟の活動

「世界歴史都市連盟」は、歴史都市という共通の絆で結ばれた都市が、将来にわたって日常的な交流を促進するために設立された組織である。従来の姉妹都市交流を超えた多角的な都市間交流の方途を開くことにより、人権、民族、宗教、国境などを巡る地域的な紛争や国家間の争いが今なお跡を絶たない現在の世界情勢にある中、世界平和の達成に貢献できることを願って設立されたもので、京都市が事務局を務めている。連盟の主な活動は、原則2年に一度の「世界歴史都市会議」の開催や機関紙の刊行などである。

② 次回歴史都市会議開催に向けた取組

次回の「第13回世界歴史都市会議」は、平成24年度にベトナムのフエ市で開催予定である。第13回会議に先立ち、平成23年度には、理事会を同市で開催する予定である。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

世界歴史都市連盟の活動を通じて、国内外を問わず各歴史都市との交流や情報交換、京都市の歴史遺産の保存の取組の発信を行うことにより、文化の発信・発展に寄与する。

(7) 「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業	H20～H22	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） （H21 まで地域住宅交付金）（国土交通省）

（事業主体）京都市

（事業区域）市域全体

（事業内容）

京都市では、「環境モデル都市行動計画」において、「木の文化を大切にすまち・京都」戦略を掲げており、これを推進するため、平成20年12月に「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議を設置した。平成21年度は、下記の3つのテーマについて、市民会議に設けたプロジェクトチームを中心に検討し、市民会議として成果を取りまとめ、平成22年度以降の具体的な取組につなげていく。

① 「京都環境配慮建築物（CASBEE 京都）」検討プロジェクトチーム

京都らしい景観と調和した環境負荷の少ない建築物の認証基準の作成及びこれを核とした認証制度の設計

② 「平成の京町家」検討プロジェクトチーム

良好な景観との調和を目指した低炭素建築物としてのモデル住宅の開発・建設等

③ 「森と緑」検討プロジェクトチーム

日々の暮らしの中で「木の文化」を大切にすための具体的な行動や方法の検討

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

本市の4分の3を占める森林は、山紫水明といわれる京都の美しい自然景観を形作り、また、京町家等に代表される木造家屋への木材供給源という京都を特徴づける「木の文化」の中心である。

「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業における検討及び具体的な取組が、京都の歴史的建造物や伝統文化、伝統産業と密接な関係を持つ森林の保全とともに、京都の人々との関わりを強め、歴史都市・京都の自然景観・町並み景観を向上させ、自然と共生し、「木の文化」を大切にすまちづくりが推進される。そして更に、京都全体の歴史的風致そのものを維持向上させることにつながる。